



祖国と越境 : 中国残留日本人孤児の永住帰国

[トン], 岩
浅野, 慎一

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 3(2):135-154

(Issue Date)

2010-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81002105>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81002105>



祖国と越境——中国残留日本人孤児の永住帰国

The Motherland and Cross-Border Migration : The Parmanent Returning of Japanese left behind in China after W.W. II .

佟 岩* 浅野 慎一**

Yan TONG* Shinichi ASANO**

要約：本稿の課題は、中国残留日本人孤児の永住帰国に焦点を当て、その歴史・社会的意義を考察することにある。残留孤児の永住帰国時期、およびその遅延の最大の規定要因は、日本政府の受け入れ政策にあった。またそうした日本政府の消極的姿勢の背後には、ポスト・コロニアルの世界社会構造、および国家と社会の分離や私的所有を前提とする近代社会の構造が横たわっていた。さらに見、残留孤児の帰国の促進要因とみなされがちな血統主義的ナショナリズムも、実は残留孤児の日本人としての認定・帰国を遅延させる要因となっていた。戸籍・肉親の確認に固執する日本政府の血統主義的ナショナリズムは、一方で残留孤児の国籍認定・帰国許可を極端に狭く制限し、他方で残留孤児問題を私事に封じ込め、国家責任を回避するための政治的梃子であった。残留孤児の国籍変更は、諸個人の選択というより、国家間システムによる一方的な決定である。しかもそれは、残留孤児が戦争・植民地政策が生み出した特殊な日本人であるという事実を、日中両政府が条約として認めていたことを物語る。そして残留孤児の永住帰国の動機は、血統主義的ナショナリズムや戦後処理の枠組みを超えて、人間の普遍的な「生命＝生活」の発展的再生産、およびポスト・コロニアルの世界社会における越境にあった。

序 問題の所在

本稿の目的は、中国残留日本人孤児の永住帰国に焦点を当て、その歴史・社会的意義を考察することにある。

この分野には、一定の研究蓄積がある。ただしその大半は、日本政府の政策やボランティアの活動、マスコミ・世論の動向の紹介・分析であり、残留孤児自身の体験・意識の側からアプローチした研究は少ない。もとよりルポルタージュ・ドキュメンタリー、および当事者による体験記は少なくない。また、それらを集積して分析した呉（2004）等の研究もある¹⁾。しかしそれらは、オリジナルな実態調査で得られた一次資料に比べれば、統一的基準での体系的分析に耐え得る情報の質という点で、制約が大きい。

本稿が素材とする調査は2004年、兵庫県在住の残留孤児・44名を対象に中国語での面接聞き取りで実施した²⁾。

分析に際しては、以下の諸論点に留意する。

まず第1は、残留孤児の永住帰国時期、およびその遅延の規定要因の検証である。これは、2008年まで争われた残留孤児の国家賠償訴訟において主要な論点の一つとなった³⁾。原告の残留孤児は、その規定要因が日本政府の政策にあると主張した。被告の国は、こ

れを否定した。本稿は直接、法的判断を示すものではないが、その基礎になる事実を検証する。なお別稿⁴⁾で明らかにしたように、残留孤児の中国への残留経過、中国での生活、および肉親捜しの状況は、彼らの年齢や居住地によって大枠で規定されていた。しかしこうした年齢や居住地は、永住帰国時期の主要な規定要因ではない。なぜならまず本稿の対象者の永住帰国は、年齢・居住地の違いを越えて、すべて1976年以降まで遅延している。また年長（敗戦時6歳以上）の孤児が年少者に比べ、やや早く帰国した傾向はあるが、しかし帰国が大幅に遅延した年長者も決して少なくない（表1）。残留孤児の永住帰国時期を第一義的に規定したのは、年齢や居住地、そしてそれらに基づく中国への残留経過や中国での生活、肉親捜しの状況における違いではなく、それ以外の諸要因であると考えられる。

第2は、残留孤児の永住帰国をめぐる血統主義的ナショナリズムをいかに捉えるか、である。残留孤児は日本人の血統に基づき、日本国民として日本に永住帰国した。このことは、一方で帰国後の彼らに「日本人」としての同化を強制する圧力となり、他方で自国民を海外に遺棄した日本政府の責任を問う根拠となる。またそれは、中国での生活体験の軽視・蔑視、あるいは「日本人」ではない在日外国人への排他的なまなざしを派生させる契機でもある⁵⁾。そして

* 龍谷大学講師（非常勤）

** 神戸大学大学院人間発達環境学研究所教授

（2009年9月1日 受付）
（2010年1月12日 受理）

表1 年齢・居住地別帰国年次

	年長（6歳以上）		年少（6歳未満）	
	遼寧省・吉林省等都市	黒竜江省等農村	遼寧省・吉林省等都市	黒竜江省等農村
1985年以前	4	4	—	1
1986年～	2	4	5	8
1990年～	4	2	6	4
計	10	10	11	13

資料：実態調査より作成。

こうした問題は、残留孤児の人生が併せ持つ中国文化・中国ナショナリズムを強調してバランスをとったり、残留孤児を「日中友好のシンボル」と調和的に位置づけたりしても解決しない⁶⁾。

第3に、これと対照的に、残留孤児の永住帰国を、経済的な豊かさを求めた一種の移民とみなす見方もある⁷⁾。そこで一方で血統主義・ナショナリズムの立場から、「本来の永住帰国の趣旨からの逸脱、実質的な出稼ぎ」と批判的に捉える世論が生まれる。他方で、新来住の外国人の来日と残留孤児の帰国を同一視し、ともに多文化共生の主体と捉える世論も現れる。しかしナショナリズム（国家）、金銭目的の移動（市場）、多文化共生（市民社会）は、いずれも近代社会の構成要素である。そこには断絶性だけでなく、連続性もある。

そして第4に、残留孤児の永住帰国の歴史・社会的意義を、諸個人の心理的動機にとどまらず、社会構造とその変動、および当事者のトータルな生活の把握に基づいて考察する。従来、そうした研究は必ずしも多くない。呉（2004）は数少ない貴重な成果だが、永住帰国の動機を中国側のプッシュ要因・日本側のプル要因に峻別し、永住帰国者にも存在したはずの中国側のプル要因・日本側のプッシュ要因との関連等を十分に把握していない。また同書は、日中国交回復（1972年）以降を一括して論じており、残留孤児の永住帰国とその背後の社会構造の史的変容を捉えるには、やや概括的である⁸⁾。

第1章 日本政府の政策の推移とその問題

ではまず、日本政府の政策の推移とその問題を、調査対象者の体験に即してみよう。

第1節 国交回復以前

日中国交回復（1972年）以前、日本政府は、肉親が判明して戸籍が確認できる残留孤児に限定して、個別に永住帰国（引揚げ）を認めていた。肉親・戸籍が未判明の孤児の帰国は認めなかった⁹⁾。

また中国に暮らす残留孤児が、たとえ日本の肉親・戸籍に関する詳細な記憶をもち、日本への帰国を切望していても、国交がない中で実際に帰国しうるチャンスはほとんどなかった。本稿の対象者も、国交回復以前に日本に帰国できたケースは皆無である¹⁰⁾。

第2節 国交回復と身元保証人制度

日中国交が回復しても、残留孤児が直ちに永住帰国できたわけではない。「国交回復以降も、日本に帰国できるということは、長らく知らされなかった」と語る孤児もいる。

しかしそれでも「国交回復直後、職場の同僚から『日本に帰れるかもしれない』とこっそり教えられた。私はすぐにも帰国したかった」と語る孤児もいる。また国交回復を機に、日本大使館や日本政府に永住帰国を求める手紙を出す孤児も徐々に増えてきた。従来通り、日本政府が個別の永住帰国（引揚げ）を認めていれば、少なくとも肉親・戸籍に関する詳細な記憶がある残留孤児の帰国は、一挙に促進されるはずであった。

しかし、日本政府は遅くとも1974年頃までに、戸籍が確認できた残留孤児の永住帰国に際し、外国籍者としての入国手続き——中国政府の旅券、日本政府の査証——を求めるようになった。孤児の永住帰国が、日本人の引揚げから、中国人の新規入国へと一変したのである。しかも当時、日本政府に査証を申請するには、肉親による身元保証書の提出が必要とされた。

日本政府が肉親による身元保証を求めた理由は、必ずしも明確ではない。しかし、①残留孤児の特別な歴史的背景をふまえず、単なる中国籍者として形式的に処理したこと、②残留孤児の永住帰国を個別家族の私事と位置づけ、政府の公的責任の回避を図ったこと¹¹⁾、そして③国交が正常化したとはいえ東西冷戦は継続しており、社会主義国＝中国からの入国者を警戒し、特に嚴重な身元保証を求めたことなどが考えられる。

こうした身元保証人制度により、肉親が未判明の残留孤児は、永住帰国の道を断たれた。本稿の対象者（44名）のうち未判明の孤児は、半数弱（20名）に達する。彼らは身元保証人制度、およびそれを課した日本政府を厳しく批判している。

*「一番困ったのは、身元保証人がいなければ帰国できないことだ。すぐにも帰国したかったが、肉親が見つからず、身元保証人が確保できないため、帰国できなかった。日本政府は、身元保証人制度という大きな障害を作り出した。これは全く不当だ。私達は日本人だ。正々堂々、日本国民だ。どうして私達が日本に帰国するのに身元保証人が要るのか。外国人でも難民でもないのに。日本政府は、理解しがたい過ちを犯した」

「身元保証人制度は不当だ。日本人が日本に帰ってくるのに、なぜ身元保証人がいるのか。おかしな話だ。大使館の職員にたずねると、まだ日本人かどうかははっきりしていないと言われた。日本人でなければ、なぜ肉親捜しの訪日調査に参加させたのか。矛盾している。あれほど詳しく調べられ、ようやく日本人だと日本政府に認定されて訪日調査に参加したのに」

また肉親が判明した残留孤児も、肉親に身元保証を拒否されれば、帰国できなくなった。本稿の対象者のうち、肉親が判明した孤児（24名）のうち、肉親がスムーズに身元保証人を引き受けたケースは3分の1（8名）にすぎない。残る3分の2では、肉親が身元保証人になることを躊躇または拒否した。そこで孤児達は、肉親の説得に時間を費やし、または最後まで同意を得られず、永住帰国を遅延させざるをえなかった。

*「肉親は判明したが、身元保証が得られず、帰国できなかった。私はどうすればいいか、日本大使館や厚生省に何度も問い合わせた。でもどこも、明確な回答をくれなかった。長年、県や市、国が責任を押しつけあっていた。厚生省は、私が日本に帰れない理由を書き連ねた手紙をよこした。日本語で書いてあったか

ら私にはわからず、知人に訳してもらった。すると日本語ができないとか、身元保証人がいないとか、肉親に身元保証を頼んだらどうかとか、書いてあった。それで10年も過ぎてしまった。その間に中国のパスポートも切れた。中国では、パスポートを申請するには非常に面倒な手続きが必要だ」

「親戚訪問で来日した時、姉を何度も説得したが、どうしても身元保証人になってくれなかった。姉との関係もこじれ、感情も傷ついた。私は『たとえ物乞いになっても日本に帰る』と主張したが、姉は聞く耳をもたなかった。私はもう嫌になり、地元の地方議員に身元保証人になってくれるよう頼んだ。議員は嘆願書を作り、1395名の署名を集めてくれた。『日本に帰してください』という私の手紙を、多くの人々に配った。でも私が中国に戻った後、その議員から『やはり親戚の同意がないと、日本に戻れない』という手紙がきた。私はやむなく、また姉に手紙を出した。とにかく肉親の身元保証がなければ、日本に帰れないのだから、私はひたすら説得し、頼み込むしかなかった。でも姉は、やはり同意してくれなかった。』

肉親が身元保証人になるのを躊躇・拒否した理由は、多様である。まず第1に、特に経済面で、残留孤児の帰国後の生活に責任がもてないと考えたケースがある。実父母が死去して肉親が世代交替したり、高齢化して経済力がなかったことも、この理由を助長した。

*「実父はすでに死去していたので、義母（父の再婚相手）と弟に身元保証人になってくれるよう何度も頼んだが、すべて断られた。私が日本にきて何かあったら、身元保証人が責任を負わねばならないからだ。義母は私と血がつながっていないし、もう高齢だから経済力もなく、私達の生活を保証できなかった」
「実父は親戚訪問の時は生きていたが、その後、亡くなった。実兄は当時、すでに57歳で、私達一家の生活を助けるのは大変だと思ったのだろう。私達は日本語もできず、来日後、仕事や住宅を確保するのは大変だ。それで実兄は、自分に迷惑・負担がかかると思い、身元保証人になるのを断った」

第2に、遺産相続・財産分与がネックになったケースもある。

*「実姉はどうしても身元保証人になってくれなかった。このままでは埒があかないと思い、私は『日本に帰してくれたら、遺産をすべて放棄する』と手紙に書き、指紋押捺して姉に送った。すると姉は、しぶしぶ身元保証人になってくれた」

そして第3に最も多い理由は、日本に帰国すれば、残留孤児自身の生活水準が中国在住時より下がり、生活苦に陥る可能性が高いと、肉親が判断したことである。帰国後の孤児に対する日本政府の自立支援策の貧弱さが、肉親の身元保証を躊躇させたといえよう。

*「実父は訪中して、私の家庭や勤務先を見たことがある。それで私達の中国での仕事や生活がいいのを知っていた。日本に来たら、そんないい仕事にはつけない。言葉の壁もあり、大変な苦勞をするだろう。だから中国にいた方がいい。実父はそう言って、身元保証人になることに同意してくれなかった」
「姉は、私の帰国に大反対だった。姉は『中国での生活は苦しくないし、日本で何をやるの？。あなたは年をとり、日本語も

できず、日本に来たら生活も苦しくなる。日本では働かなければ、その日の食事もない』と言い、身元保証人になってくれなかった。今は姉の気持ちもわかるが、当時、私は姉を恨んだ」

肉親が判明したが、身元保証がスムーズに得られず、帰国が遅延した残留孤児も、肉親が未判明の孤児と同様、身元保証人制度・日本政府を厳しく批判している。

*「身元保証人制度は一体、誰が作ったのか。考えれば考えるほど業腹だ。なぜ日本人が日本に帰るのに身元保証人が必要なのか。姉が同意してくれなければ、私は永遠に日本に戻れないというのか。あまりに理不尽だ。人権侵害ではないか。私は今も日本政府を憎んでいる。私達は日本政府の政策で残留孤児になったのだから、本来、日本政府が身元保証すべきだ」

「身元保証人制度は、全く不当だ。日本人である私の権利を、なぜ親戚に決めてもらわねばならないのか。なぜ親戚の同意がないと、日本に帰国できないのか。私は日本人で、日本の名前も戸籍も実家もある。本来、身元保証人は必要ないはずだ。国は妨害せず受け入れるべきだ」

なお永住帰国できない身元判明孤児の中には、とりあえず親戚訪問で来日し、そのまま日本で永住を申請するケースも現れた。しかし日中両政府はこれを容易に認めず¹²⁾、様々なトラブルが発生した。

*「親戚訪問でとりあえず日本に来て、日本で永住帰国に切り替えた。正規の永住帰国では、いつになるかわからないからだ。県の役人はなかなか認めなかった。とにかく中国に帰れの一点張りで、私達を追い出そうと必死だった。肉親が判明して戸籍もある日本人が帰ってきたのに、なぜ追い出すのか」

「親族訪問で来日して、そのまま日本で永住帰国に切り替えた。県の役人はなかなか認めなかった。一緒に帰国した小学1年生の子供も学校に入れれないと言われた。2年間ほど、子供は学校に通えず、3年生の3学期にやっと入学できた。補習もなく、自分で勉強してついていくしかなかった」

第3節 身元引受人制度・特別身元引受人制度

身元保証人制度は、多くの残留孤児・支援者・弁護士団体等から厳しい批判¹³⁾を浴びた。

これを受け、日本政府は1985年、身元未判明の残留孤児に査証を発給しはじめた。以後、身元未判明孤児は帰国後、定着促進センター¹⁴⁾で身元引受人を斡旋されることとなった。

ただし、それ以降も身元未判明孤児の帰国がスムーズに進んだわけではない。身元未判明であることが確定される訪日調査に参加するには、別稿¹⁵⁾で明らかにしたように、無為に時間がかかった。その上、訪日調査の際に永住帰国を申請しても、何の理由説明もないうまま、さらに何年間も待たされるケースが多発したのである。

*「1982年の訪日調査の際、永住帰国の希望の有無を聞かれた。私は『1972年（日中国交回復）よりずっと前から、永住帰国を望んでいた』と即答した。それなのに日本政府は1987年まで私を永住帰国させなかった。中国政府はすぐにパスポートをくれた。でも日本政府の査証が下りず、何度、申請書類を送ってもナシのつぶてだった。そのうちパスポートの期限が切れそ

うになり、公安局の人が『なぜ日本に帰らないのか』と何度も聞きにきた。私は『私にもわからない』と答えた。書類は何度も提出したが、一番最後に日本大使館に書類を提出してからも、3年以上は放置された。厚生省から返事がきたことはない。自分で何度も督促に行かなければ、また日本のボランティア（『凍土の会』）が何度も督促してくれなければ、1987年にもまだ帰国できなかっただろう。1986年に『もう3年も待たされている。なぜ許可が下りないのか』と大使館に督促すると、『今年の帰国予定者はすでに決定している。あなたは間に合わないので来年になる』と言われた。3年以上も前に書類を出したのに、間に合わないとはどういうことか。日本に帰国後、定着促進センターで、厚生省からきた局長を何度も問い詰めた。でも、あれこれ言い訳して、『もう帰国できたのだから、それでいいんじゃない?』と言い逃れするばかりだった

「1986年の訪日調査の際、永住帰国を申請したが、1990年になってやっと帰国できた。なぜ4年もかかったのか。あまりに遅すぎる。厚生省の職員の話では、定着促進センターが満員で後回しにされたようだ。肉親が見つかった人、言葉ができる人は、私達より早く帰れた。帰国者を差別せず、またセンターの定員枠を増やして、もっと早く帰すべきだった」

「1972年から日本大使館に手紙を出して肉親を捜し始め、1986年にやっと訪日調査、1990年に永住帰国できた。18年間、焦るというより、どうしようもないと思うしかなかった。私のような未判明の孤児は、どうすれば日本に戻れるのか、何度も領事館にたずねたが、返事は全くなかった。帰国できない理由の説明さえなかった。私は将来の人生設計のためようもなく、ただ何度も領事館にひたすら通ってほしい、返事を待ち続けるしかなかった」

しかも身元が判明した残留孤児の帰国には、身元引受人制度は適用されず、依然として肉親の身元保証が必要とされた。ある孤児は、ボランティアの日本人に「肉親が見つからない方が却ってよかったかもしれない。肉親が見つかって身元保証人になってくれなければ、よけいに日本に帰れない」と言われたが、理解できず、不思議に思ったと語る。

1986年、日本政府は身元が判明した孤児についても、肉親による身元保証書の提出を不要とした。ただし、査証申請の際、①在日関係者からの招聘理由書、②戸籍謄（抄）本または就籍許可を証する公的文書の写し、③親族関係を証する公的資料等の提出を要求した。これにより、日本のボランティアと連絡をとっていた一部の身元判明孤児は、肉親以外の招聘人を確保して帰国できた。しかし中国に暮らす大半の孤児は、在日関係者の招聘人を確保することができず、帰国の道は引き続き閉ざされたままだった。

*「招聘人はボランティアの人で、知り合いの帰国した残留孤児が紹介してくれた。日本政府は招聘人を斡旋してくれない。これは日本政府が私達にもたらした大きな障害だ。すごく腹が立つ。私達の帰国を阻止したかったのではないか。私達を日本人と認めたのに、こんな難題を出して、どういうつもりなのか。私は幸運にも知り合いが紹介してくれたが、常識で考えて、中国で暮らす普通の残留孤児がどうやって日本で招聘人を頼める

のか。どこに知り合うチャンスがあるというのか」

「先に帰国した知人の残留孤児が、招聘人になってくれた。彼女は、私の実兄に電話して『絶対に負担はかけない。心配せず、帰国させてあげてほしい。妹の戸籍謄本だけ取ってくれないか』と頼んだ。でも実兄は、『妹のことは私が決める。他人は関与しないでくれ』と断った。後にその残留孤児が、戸籍謄本は兄を介さなくても、自分で請求できるという情報を手に入れた。そんな試行錯誤で、帰国までとても時間がかかった」

1989年、日本政府は、肉親の身元保証を得られない身元判明孤児に対し、特別身元引受人を斡旋することとした。ただしそれでもなお、この斡旋を受けるには、①肉親が死亡し、または不明であること、②肉親が孤児の受入れを拒否し、長期にわたり説得したにもかかわらず納得が得られないこと、③その他、肉親以外の者による帰国受け入れがやむを得ないと認定されること等の条件が課された。しかも1991年までは、特別身元引受人の行う手続きで残留孤児が永住帰国することに異存がない旨の確認書を、肉親から提出させていた。事実上、肉親の同意が必要であり続けたのである。

そして1994年、特別身元引受人が行うことになっていた帰国手続きを政府が直接、行うこととなった。その結果、身元引受人と特別身元引受人に大差がなくなり、1995年以降、両制度は身元引受人制度に一本化された。また1994年6月10日の衆議院法務委員会で法務省入国管理局長が、「入国手続の際に中国残留邦人を日本人として扱う。入管法上、残留孤児の入国に際して身元保証など要求しない」と答弁¹⁶⁾した。総じてこの頃、残留孤児の永住帰国において各種の身元保証という障害が、ようやくほぼ解消したといえよう。

なお、以上のような日本政府の複雑な政策変更は、中国に暮らす残留孤児にほとんど周知されなかった。孤児達はいったいどうすれば永住帰国できるのか、わからなかった。彼らの多くは、身元保証人・身元引受人・招聘人・特別身元引受人の違い、および自らがどの制度に基づいて帰国したのか、はっきりと理解できていない。

*「身元保証人について皆それぞれ言い方が違うから、私は未だにわかっていない。なぜ私の場合は肉親でなければならなかったのか。他の孤児には肉親以外の保証人もいるし、保証人がいない孤児さえいる。不公平だ」

「私は1975年に肉親が判明したが、身元保証人になってくれなかった。それでずっと帰国できず、さんざん苦勞して1993年にやっと帰国できた。でも帰国後、他の孤児から、手続きは全部、日本政府がやってくれると初めて聞かされた。どうしてあなたは自分でそんな大変な手続きをしたのか、私達はすべて国にしてもらったのにと、よくたずねられた。私もずっとよくわからなかった。日本政府はなぜ幾通りものやりかたをとったのか。なぜ私にそのことを知らせてくれなかったのか」

第4節 帰国旅費の国費負担

帰国旅費もまた大きな問題であった。日中の物価・所得水準の格差により、家族を含む帰国旅費を自弁できる残留孤児は少なかったからである。

日本政府は1952年以降、中国からの引揚者に対し、帰国旅費を

支給してきた。ただしその申請には、留守家族による戸籍謄本の提出を必要とした。また申請手続きの周知方法も、留守家族を経由した通信のみであり、中国にいる残留孤児には直接、伝えられなかった。

日中国交回復（1972年）以降も、肉親による身元保証を得られた残留孤児に限り、帰国旅費が国費から支給された。ただし1979年まで、親戚訪問の一時帰国旅費を国費から受給した孤児には、永住帰国の旅費は支給されなかった。

1985年、身元引受人制度が創設されると、未判明孤児にも帰国旅費の支給が開始された。また1986年以降の招聘人・特別身元引受人等の制度変更の度毎に、該当する孤児に旅費が支給された。

総じて帰国旅費の支給基準もまた、日本政府の受け入れ政策に沿って変遷してきたといえる。

第5節 日本政府の政策と永住帰国の遅延

以上の日本政府の政策——特に各種の身元保証人制度・旅費支給——、およびその度重なる変更は、残留孤児の永住帰国の時期を大枠で規定し、遅延させたといわざるをえない（表2）。

本稿の対象者の中で最初の永住帰国は1976年、最も遅延したそれは20年後の1996年であった。

そしてこのうち自主調査で肉親が判明し、しかも肉親の身元保証をスムーズに得られた孤児の多くは、1976～84年と最も早く永住帰国できた。ただしこうした孤児は44名のうち、5名にすぎない。

一方、自主調査で肉親が判明したが、肉親の身元保証がスムーズに得られなかった孤児の永住帰国は、多くの場合、1984年以降にようやく始まり、1996年まで五月雨式に遅延した。こうした孤児は、11名に達する。

1981年以降に開始された日本政府の訪日調査で肉親が判明し、しかも肉親の身元保証をスムーズに得られた孤児は、1986～87年に帰国した。こうした孤児は3名にすぎない。

そして訪日調査で肉親が判明したが、肉親の身元保証を得られなかった孤児、および肉親が未判明に終わった孤児の多くは、1988年以降になってからようやく帰国できた。これは25名と最も多い。

以上のように、永住帰国の時期は、①肉親が判明したか否か、②肉親の判明方法（自主調査・訪日調査）、そして③肉親が判明した場合、肉親による身元保証をスムーズに得られたか否か、の3点によって規定されていた。日本政府がこの3つの基準で残留孤児の永住帰国を制限したことが、残留孤児の永住帰国時期を大枠で規定し、五月雨式に遅延させたのである¹⁷⁾。

こうして永住帰国が遅れた結果、本稿の対象者は、永住帰国した時点ですでに平均47.7歳に達していた。帰国が遅れるほど、帰国時の年齢も高齢化し、1990年以降の帰国者のそれは51.6歳であった。「もっと早く帰国させてくれていたら、日本で就職できたし、日本語ももっと習得できた」と日本政府を批判する声は多数、聞かれる。

* 「せめて国交樹立後、日本政府はすぐに帰国できるよう手配すべきだった。若いうちに帰国すれば、帰国後の生活もこんなに苦しくなかっただろう。1972年なら、私はまだ32歳だった。その時、帰国できていれば、日本で生活保護に頼らず、自立できただろう。ずいぶん待たされた。少なくとも10年間を無駄

表2 永住帰国年次（日本の肉親の判明・態度別）

身元	判明方法	判明				未判明	帰国平均年齢
		自主調査		訪日調査			
肉親の態度		賛成	反対	賛成	反対		
		永住帰国年次					
	1982年以前	1	2	—	—	—	45.1
	1983年	2	—	—	—	—	
	1984年	1	1	—	—	—	
	1985年	—	2	—	—	—	45.7
	1986年～	—	2	3	1	3	
	1988年～	1	1	—	3	6	51.6
	1990年～	—	3	—	1	11	
	計	5	11	3	5	20	47.7

資料：実態調査より作成。

にした。1981年、40歳をすぎてようやく訪日調査を許可された。

1987年、永住帰国した時、私は50歳近かった。こんな年齢になって初めて帰国できたなんて」

「日本政府の帰国手続きはあまりに遅すぎた。親戚訪問から永住帰国まで16年もかかった。もっと早く帰ることができたら、日本で仕事につけたし、日本語ももっと覚えられただろう。国交回復直後にでも帰国させてくれていたら、今、これほど生活に困ることはなかった」

「敗戦後、すぐに帰国させるべきだった。日本人とわかっているのに、50年間も放置された。もし戦後すぐ帰国させていたら、肉親捜しの苦労もなかったし、今のような苦しい生活ではなく、普通の日本人と同じような生活ができた。せめて国交回復時に帰国できれば、まだ若くて日本語を学べたし、日本で仕事もできた。政府は責任をとるべきだ」

第6節 親族扶養義務と「私事」としての帰国

さて、残留孤児の永住帰国に際し、日本政府が当初、肉親による身元保証を求めた根拠の一つは、親族扶養の法的義務にあったと思われる。また日本社会にも親族扶養を当然とする社会規範があった。そこで肉親も身元保証人になることに負担を感じ、慎重にならざるをえなかったのである。

さらにその根底には、日本政府が公私（国家と社会）の分離を前提とし、しかも残留孤児の帰国問題を明確に「私事」と位置づけようとしていたことがみとれる。いいかえれば日本政府は、それを自らの公的責任とは受けとめなかった。そこで日本政府の政策において、帰国する残留孤児を受け入れる主体は国家ではなく、社会——肉親・ボランティア等——とされたのである。

したがってまた、永住帰国をめぐる肉親と残留孤児の意見が対立した場合、日本政府は民事不介入の立場から、これに関与しなかった。「日本政府は『肉親が見つかった人の件は関知しない』として、一切、手をさしのべてくれなかった。肉親が身元保証人になるように、日本政府は説得すべきだった」と憤る孤児もいる。

三権分立の下では、民事紛争を調停する国家権力は行政ではなく、司法である。そして司法もまた、当事者による提訴がなければ機能しない。中国に住み、日本の法律や社会に接したことがない残留孤児が、日本で肉親を提訴することは、ほぼ不可能であった。また肉親を提訴すれば、身元保証人の確保は一層困難になったと思われる。

総じて親族扶養義務、公私の分離、三権分立はいずれも残留孤児の早期の永住帰国を実現する基盤たりえなかった。むしろ親族の強固な社会的結合を前提とする親族扶養は、それが法的義務とされ、しかも遂行が困難になった瞬間から、親族の敵対関係へと転化し、残留孤児の帰国を阻む壁となった。また国家の民事不介入や三権分立は、事実上、残留孤児の帰国問題の放置として機能した。

肉親による受け入れが困難な場合、その代理——招聘人・身元引受人・特別身元引受人——とされたのは、ボランティアである。日本政府は、各時期の受け入れ政策の枠内で、ボランティアを積極的に活用し、残留孤児に斡旋した。

ボランティアには、大きく2つのタイプがみられる。

一つは、敗戦時に中国東北地方から引き揚げてきた人々である。彼らは自らの過去の体験をふまえ、残留孤児に関心と同情を寄せ、身元を引き受けた。その中には、まさに「肉親代わり」として親身に、またはバターナリスティックに孤児に接した人も少なくない。

*「私の招聘人は戦争中、中国の丹東市にいた。彼は日中国交回復後、昔の生活を懐かしみ、毎年、グループで丹東市に旅行に来ていた。その度に、私達残留孤児を宴会に招待してくれた。そこで知り合い、何度も会い、手紙をやりとりした。そして『もし帰国したいなら、招聘人になってあげる』という手紙をくれた。願ってもないことだ。私は身元保証人がいないというだけで、これまで長らく帰国できなかったのだから。私はすぐに『お願いします』と感謝の手紙を書いた」

「私の身元引受人は、ボランティアで高齢の僧侶だ。彼は戦争時、騎兵連隊の兵士で中国にいたことがある。それで残留孤児に関心をもっていた」

もう一つのタイプは、残留孤児を低賃金労働力として雇用しようとする企業経営者である。彼らは資本主義的な割り切った雇用関係の中で、残留孤児の身元を引き受けた。

*「先に帰国した残留孤児がS食肉加工の社長に身元引受人を頼んでくれた。社長は鶏肉を仕入れるため、撫順によく来ていた。撫順で社長に会って相談すると、喜んで受け入れてくれた。彼の会社は、残留孤児一家の労働力を必要としていたからだ。うちは家族が多いから、彼にとってはいい労働力だった」

「親戚訪問で来日してA温泉で働いた時の支配人が、引き続き働いてほしいと言い、身元引受人になってくれた。温泉の仕事はとてもきつく、住み込みで寝る時間も削るほどで、人手が確保できなかったからだ」

「私の身元引受人は、建築会社の社長だ。当時、彼は人手不足で悩んでいた。私の家族が来日したら、彼の会社で働けば当面の生活のめどがたつ。彼も働き手がほしかったので、一生懸命に帰国を応援してくれた」

中には、明白な低賃金労働力目当ての組織的な身元引受けもあった。その組織に残留孤児を斡旋したのも、日本大使館の職員である。

*「私は永住帰国したくて何度も北京の日本大使館を訪ねた。なかなか面会してもらえなかったが、ようやく大使館の職員・O氏と会えた。とてもうれしかった。会ってくれたからには、政府が何とかしてくれると思ったからだ。でも夢にも思わぬこと

に、O氏は私の取り扱いを、S会という日本の民間団体に回した。私は国の正規の手続きで帰国したいと何度も頼んだ。でもS会の人は、国を通すと帰国が遅れるから、S会を通した方がいいと勧めた。私は納得しなかった。私は身体が弱く、日本語もできない。民間団体を通して帰ると帰国後、すぐに働かされるから大変だと、ある残留孤児から聞いていた。でもS会は執拗に私を説得した。私は迷いに迷ったが、一日も早く日本に帰りたかったので、ついに誘いにのった。私はただ身元保証人がいないというだけの理由で、永住帰国できる日を、もう10年間も待っていたのだ。大使館・厚生省・市役所、どこに何度頼んでも何もしてくれなかった。日本に知り合いなどいない。いったい誰にお願いできるのか。しかもS会を紹介してくれたのは、日本大使館の職員だ。私は思い切ってS会に頼んだ。しかしその後、やはり困難と不幸の連続だった。案の定、S会は来日3日目から会員が経営する建築会社で、私達一家を働かせはじめた。私は身体が弱く、息子もまだ小さい。仕事はきつい。社長は、私達が逃げるのを恐れてパスポートを取り上げた。日本語教育もしてくれなかった。いくつかの職場を回され、最後の職場で不満を言うと社長が怒って私達を解雇した。私達は、日本で生きる術を失った。私は埼玉の定着促進センターに助けを求めて行った。でもセンターの職員は、国の正式の手続きではなく、個人で帰国した人の面倒はみられないと言い、相手にしてくれなかった。私は国の正式の手続きで帰りたかったのに、国が受けつけてくれなかったのではないかと私は心から怒りを覚え、中国に帰る決意をした。本当は定着促進センターの前に家財道具を全部運んで座り込みをしたかったが、やめた。来日1年足らずで、私達一家は逃げるように中国に帰った。私が正式に国の手続きで永住帰国できたのは、1996年になってからだ」

肉親やボランティアは、相互に様々な対立・矛盾を孕みつつ、しかし結果的には協調して、残留孤児の帰国を推進していった。ボランティアは肉親に身元保証をするよう説得した。肉親はこれを拒否することで事実上、残留孤児の帰国をボランティアの手に委ねた。引揚者のボランティアは一方で、低賃金労働力目当ての経営者ボランティアを批判しつつ、しかし残留孤児の来日後の就職先を確保するために、経営者ボランティアに協力を求めた。経営者ボランティアにとっても、引揚者ボランティアは、低賃金労働力を斡旋してくれる重要な手づるだった。そしてこうした肉親・ボランティアは、公的責任を果たさない日本政府を批判しつつ、しかし同時に国家に代わり、残留孤児の永住帰国を実質的に担っていった。

一方、大半の残留孤児にとって重要なことは永住帰国の早期実現であり、それが肉親やボランティアによって担われるか、国家の責任でなされるかは、さしあたり重要ではなかった。

しかし多くの残留孤児は前述のように、日本政府が課した各種の身元保証人制度等によって永住帰国を厳しく制限された。しかも自らが残留孤児となった経過を振り返れば、国家の政治的責任は明白である。こうした中で、帰国が遅延した多くの残留孤児は、必然的に日本政府の公的責任を厳しく批判するに至った。

*「日本政府は、あまりに冷淡で無関心だった。私達の帰国について、国は何もしてくれなかった。永住帰国を希望するかどうか

か、聞かれたこともない。帰国のための保証人も自分で探した。私は何から何まで全部、自分でやったのだ。日本政府は怠慢で職務放棄した。私達のような奴は要らないという感じだった。私は日本政府を許せない」

「開拓団も軍人も、中国に行かせたのは日本政府だ。政府は責任をもって対処しなければならない。私のように生きて帰国できた人はまだまだ。帰国を望みつつ中国にずっと放置され、死んだ人もいる。私達の帰国に、日本政府は全く無関心で、責任を負わなかった。私達が日本に戻って来られたのは、国がやってくれたのではない。ボランティアのおかげだ」

「私の帰国が遅れたのは日本政府の責任だ。日本大使館の職員は面会すらしてくれなかった。1990年、もうこのままでは日本に帰れないと思い、私は大使館の前で看板を掲げ、国を相手に訴訟を起こそうと思った。私は大使館の警備員にも『なぜ、私を日本に帰らせないのか？。なぜ私が日本に帰ることに反対するのか？』と訴えた。私の父親は軍人で、私は軍人の家族だ。それなのに、なぜ私を帰国させてくれないのか？。私は日本政府を非常に恨んだ。自分のことを世界に知らせ、賠償させ、日本政府に恥をかかせようとさえ思った。もう私は日本に帰れなくてもいいと覚悟をした」

第2章 中国の家族の動向と国家の介入

さて次に、中国の家族、および中国政府の対応をみていこう。

第1節 養父母の意向と状態

まず、養父母との関係である（表3）。

本稿の対象者の約8割は、日中国交回復（1972年）当時、養父母のいずれかまたは両方が健在だった。そして養父母達は、残留孤児の永住帰国が本格化した1970年代後半以降、介護・扶養を必要とする老境にさしかかっていた。中国では、親の老後の扶養は法的にも慣習的にも、子供の責任とされる。

ごく一部の残留孤児は、養父母を同伴して日本に永住帰国した。本稿の対象者でも1名のみ、養母とともに来日した孤児がいる。

*「私が永住帰国するというと、養母はぶつぶつ不満を言い、口げんかもした。私は、『とりあえず私達が日本に行き、安定してから養母を呼ぶ』と言ったが、養母は棄てられるのではないかと心配して、聞き入れなかった。養母は『私一人を中国に残していくのは許さない。絶対に一緒に日本に行く』と言いはった。それで私は、養母を日本に連れてきた」

しかしほとんどの養父母は高齢でもあり、残留孤児とともに渡日することを望まず、中国にとどまった。

一部の養父母は、残留孤児に永住帰国を積極的に勧めた。特に日本で肉親が判明した孤児、および中国で厳しい政治的迫害を受けた孤児の養父母には、永住帰国に賛成したケースが少なくない。

*「養母は永住帰国を積極的に勧めた。養母はとても思いやりがある人で、『数十年、私に親孝行を尽くしてくれたから、もう十分だ。日本の実母もあなたが帰るのを待っている。帰りなさい』と言ってくれた」

表3 永住帰国年次（養父母の状態・対応別）

身元	判明						未判明			
	自主調査			訪日調査						
養父母の状態・対応	①	②	③	①	②	③	①	②	③	
永住帰国年次	1982年以前	1	1	1	-	-	-	-	-	
	1983年	1	-	1	-	-	-	-	-	
	1984年	-	1	1	-	-	-	-	-	
	1985年	-	1	1	-	-	-	-	-	
	1986年～	-	1	1	-	1	3	1	-	2
	1988年～	1	-	-	-	1	2	1	1	4
1990年～	2	-	2	-	1	-	2	2	7	
計	5	4	7	-	3	5	4	3	13	

注：①=1972年以前に養父母とも死去等で不在

②=反対・要配慮等の記述なし。③=反対・要配慮の記述あり。

資料：実態調査より作成

「養母は、私が日本に帰ることに大賛成だった。文化大革命の再発を恐れたからだ。文化大革命の時、私は大字報（壁新聞）に戦犯の息子と書かれ、批判された。もう一度、文化大革命のようなことが起きると、私の3人の子供の将来も台なしになる。養母はそれを心配していた」

しかし残留孤児の永住帰国に賛成した養父母も含め、大半の養父母は葛藤と苦悩に苛まれた。健在だった養父母の約7割は、残留孤児の永住帰国に反対または躊躇した。養父母は何も言わなかったが、養父母の苦悩をひしひしと感じた孤児も多い。長年育ててくれた養父母との離別は、多くの孤児にとってもまたつらい決断であった。

永住帰国の意思をなかなか養父母に言い出せなかったり、養父母が死去するまで帰国を決意しなかった孤児も少なくない。

*「親戚訪問で来日した当時、中国の養母がまだ生きていたので、日本への永住は考えられなかった。養母は、私の家族と一緒に暮らしていた。養母は私の来日に反対しなかったが、私は養母の面倒をみななければならないので、永住帰国する決断がつかなかった。養母が亡くなってから、私は帰国を決意した」

「1972年頃、日本への永住帰国について養父に相談したが、やはり養父は独り残されるため、反対した。その後も、私はずっと日本に帰りたと思っていた。でも、養父に反対されるのがわかってきたため、言い出せなかった。私も、養父を残して帰国する気になれなかった。養父には私以外に子供がいない。私が面倒をみななければならない。1981年に養父が亡くなり、永住帰国を決意した」

「1979年に養父が亡くなるまでは、私は日本に行ったら悪いと思っていた。数十年間も育ててもらったのに、日本に帰るのは、やはり申し訳ない。養父が私を育てるのは大変だった」

養父母の面倒をみさせるため、子供（養父母の孫）を中国に残す決断をした孤児もいる。

*「養母は私の帰国に反対しなかったが、一緒に日本に来るのは断った。すごく悲しそうだった。私はどうしようもなく長男を中国に残し、養母の面倒をみさせることにした」

最後まで、どうしても養父母に永住帰国のことを言い出せず、黙って帰国した孤児もいる。

*「養母が反対するのはわかっていたので、日本に行くことは養母には最後まで隠していた。言え、養母が悲しがり、日本に行かせないと言いつつと困るからだ。養母には連れ子がいたので、彼女に養母の面倒をみてもらうことにしていたが、それでも養母にはどうしても言えず、黙って来日した」

養父母の悲嘆を目の当たりにし、葛藤と苦悩の渦中で帰国した孤児も多い。

*「私が帰国する時、養母はすごく泣いた。養父も兄も亡くなり、私は日本へ行ってしまう。ただ兄嫁と姪・甥がいたので、私は養母の面倒を彼女達にみてもらうことにして帰国した。私がいよいよ帰国する時、養母は何も言わず、ただ泣き続けるばかりだった。私は本当は、養母が亡くなった後に帰国しようと思っていた。でもそうすると、いつになるかわからない。後ろ髪を引かれる思いで帰国した」

「養父の死には、私の永住帰国が影響したかもしれない。私が『日本に帰る』と言うと、養父は悩んだようだ。私は養父を姉に任せるともりで、姉も承知していた。でも養父は姉の家に行きたくなかったようだ。多分、私が日本に行けば、二度と会えないと思っていただろう。結局、養父は姉の家に行ったが、数日後、養父が急病になったと連絡があった。私は急いで姉の家に行った。病名はわからず、意識もはっきりしないまま、1ヶ月後に亡くなった。養父は私の来日について最後まで何も言わなかった」

第2節 配偶者・子供の意向と状態

次に配偶者・子供である(表4)。

配偶者や子供にも、中国での仕事と生活があった。配偶者の両親・親戚は、もちろん中国にいた。日本は、残留孤児にとって祖国であっても、配偶者や子供にとっては違う。配偶者や子供が永住帰国に反対または躊躇したケースは、全体の4割強(19名)を占める¹⁸⁾。

このうち配偶者が反対または躊躇したのは16名である。夫の反対が10名、また都市在住者の反対が10名と特に多い。子供による反対または躊躇は6名と、比較的少ない。

*「夫が来日に反対した。理由はまず日本は『敵国』だ。また日本語ができず、日本では仕事もできない。中国は日本より遅れているから、日本に行けば、きっと中国人は差別される。私は、日本に帰ったことがある残留孤児に頼み、夫を説得してもらった。何度も説得して、やっと夫も同意してくれた。2人の子供は賛成だったが、次男だけは残ることになった。次男は当時、仕事がうまくいっていた。それで『皆、先に行ってくれ。私は残る。皆が日本でうまくやっていたら考える』と言った」

「夫は来日を嫌がった。それで家族で民主的に投票をした。『日本に行きたい人は私についてきなさい』と。3人の子供は皆、日本に行きたいと言った。それで夫も、やむなく賛成してくれた。独りぼっちで中国に残ってもつらいと思ったからだ。私は内心、夫が日本に来ないのではないかと心配していた」

「私は『皆が行かなくても、私一人でも行く』と宣言した。未

表4 永住帰国年次(養父母以外の中国の家族の対応別)

身元	判明				未判明		
	自主調査		訪日調査		有	無	
反対・躊躇等	有	無	有	無			有
永住帰国年次	1982年以前	1	2	-	-	-	-
	1983年	1	1	-	-	-	-
	1984年	1	1	-	-	-	-
	1985年	1	1	-	-	-	-
	1986年～	1	1	2	2	1	2
	1988年～	-	1	1	2	2	4
	1990年～	3	1	1	-	4	7
計	8	8	4	4	7	13	

資料：実態調査より作成。

婚の3人の子供に、『日本に行くことに賛成か反対か。もし賛成なら、4人分の手続きをする』と言った。3人の子供は賛成した。夫は反対した。私は『この3人の子供をもらって日本に行き、残りの4人の既婚の子供をあなたにあげる。安定したら、皆を呼ぶ。離婚はしない』と言った。そして私達は、夫を中国においたまま帰国した。夫が反対したのは、日本での生活がどうなるか、わからないからだ。不安でいっぱいだった。中国ならいざとなれば物乞いでもできるが、日本では言葉が通じないから無理だ。中国では親戚・友達がたくさんいるが、日本では知り合いがほとんどいない。心配するのは当然だ。来日して2年後、2人の子供が親戚訪問で中国に戻った。その時、日本での様子を夫や残った子供達に伝えた。日本での生活が何とかなりそうなので、夫はやっと日本に来る決心をした」

「妻と息子が反対した。妻の両親に抵抗があり、なかなか行かせてくれなかった。息子の嫁の親戚や仕事のこともあり、一家全員で何度も相談したが、なかなか決断できなかった。中国では、私も息子も仕事もち、庭付きのマイホームもあった。生活水準は悪くなかった。まわりの人も、『日本に行ってもこの生活より良いとは限らない。言葉もできないし、中国の方がいいかもしれない』と言った。でも私は、『皆、行かなくていいが、私一人だけでも日本に帰る』と言った。私の決意をみて、皆も諦めた。ちょうどその時、パスポートや交通費も届いたから、妻と息子は仕方なく私について日本に行くことになった」

第3節 家族の意向と永住帰国時期

以上のように、中国の家族の状態と意向は、残留孤児の永住帰国に多大な影響を与えた。

ただしここで留意すべきことは、これらは永住帰国を遅延させる主要な原因ではなかったという事実である。

前述のように、残留孤児の永住帰国の時期は、日本政府の受け入れ政策の変遷に基づき、①自主調査で肉親が判明した孤児、②日本政府の訪日調査で肉親が判明した孤児、③未判明に終わった孤児でそれぞれ異なる。また①と②の中では、肉親がスムーズに身元保証人になったか否かによって大きく規定されていた。

そこでこの①～③のそれぞれのケースを、中国の家族の反対・躊躇の有無で分けてみると、次のことが明らかとなる(表5)。

まず、肉親が判明した孤児では、中国の家族の反対・躊躇の有無

による帰国時期の違いはほとんどみられない。つまり各種の身元保証が確保でき、日本政府によって永住帰国が許可されれば、たとえ中国の家族が反対・躊躇しても、説得したり、何らかの配慮・対策を講じることができたのである。

一方、肉親が未判明の孤児の場合、1985年以降、日本政府の政策変更により、帰国できるようになった。ここでは、中国の家族が反対・躊躇した場合、帰国が特に遅延している。つまり日本政府による帰国規制がなくなり、いつでも帰国できる状況の下で初めて、中国の家族の意向が帰国時期に影響を与えたのである。

以上をふまえれば、中国の家族の状況・意向が、個々の残留孤児の永住帰国に大きな意味をもったことは確かである。しかしそれは、永住帰国を遅延させる主要な原因だったとは言い難い。残留孤児の永住帰国の時期は、まず何よりも日本政府の受け入れ政策によって大枠を規定された。そして日本政府が帰国制限を撤廃し、残留孤児が永住帰国時期を選択できる状況の下で初めて、中国の家族の意向が帰国時期を左右したのである。

第4節 中国政府・公安機関の介入

中国の家族の意向が、残留孤児の永住帰国時期に第一義的な影響を与えなかった背景の一つとして、中国政府の介入があった。

もとより中国でも日本と同様、親族扶養は法的義務であり、慣習的にも定着していた。中国政府は、養父母を含む中国の家族の同意がない限り、残留孤児の永住帰国を許可しなかった。1984年の日中両政府の口上書でも「日本に永住帰国する孤児は、中国に残る養父母・配偶者・子供などの扶養の義務を負う」と合意された¹⁹⁾。

しかしながら中国政府（行政・公安局の職員）は、中国の家族内で意見が対立した場合、円満解決をめざして積極的に介入したのである。民事不介入を貫いた日本政府とは、まさに対称的である。

ここには、次のような背景があったと考えられる。

まず第1に現実問題として、残留孤児の永住帰国に伴い、中国の家族の扶養義務違反をめぐる訴訟を含む様々なトラブルが——本稿の対象者ではないが——発生した²⁰⁾。

第2に、社会主義を標榜する中国政府は理念的にも、公私の分離を前提とする近代・ブルジョア的原理を重視しなかった²¹⁾。中国政府は残留孤児の永住帰国問題を、国家（公）と家族（私）の二分法を前提とする私事とは捉えなかったのである。

そして第3に、歴史認識や戦後処理との関連も考えられる。日本

政府にとって残留孤児問題を国家（公）的な問題と位置づけることは、特に中国との関係では、歴史認識や戦後処理に繋がりがねないセンシティブな文脈にあった。一方、中国政府からみれば、残留孤児問題は侵略国（日本）の子供を育てた中国の人道主義の証であり、戦争の記憶と反省をふまえた日中関係の構築のシンボルと位置づけることが可能であった。

養父母の扶養をめぐるでも、日中両政府の立場には共通性と異質性が併存していた。まず残留孤児に中国の養父母の扶養義務がある点については、日中両政府の認識は一致しやすかった。両国の法律がともに親族の扶養義務を規定していたからである。しかし日本政府は養父母の扶養を残留孤児家族の私事とみなし、民事不介入の立場から行政の関与に消極的であった。一方、中国政府は公私の二分法に立たず、養父母の扶養問題の実質的解決を重視し、必要に応じて積極的に介入した。日中両政府の協議は2年間に及び、1986年によく口上書として結実した²²⁾。そこでは、「残留日本人孤児は中国における養父母等被扶養者に対し、法律上の扶養義務を有している」ことを確認した上で、「日本の財団法人中国残留孤児援護基金はそれぞれの孤児に代わり、中国における養父母等被扶養者のために…扶養費を送金する」とされた。扶養費の半額は日本政府が負担するが、しかしこれはあくまで財団法人中国援護基金の民間事業である。また扶養費は、残留孤児本人の申請に基づいて送付された。こうした対応は、日中両政府が一方でともに親族の扶養義務を重視し、他方で公私の位置づけを異にした妥協の産物といえる。

こうして残留孤児問題への対応は、しばしば中国政府が積極的、日本政府が消極的となった。日本政府は民事不介入を理由に公的責任を回避し、逆に中国政府は実質的な問題解決を重視したのである。

もとより中国政府による公私の分離の軽視は、様々な公私混同、および残留孤児家族に対する政治的圧力をも引き起こした。これは中国でも実際には、国家と社会が分離していたことの証左である。中国の不利益につながる残留孤児の帰国が、中国の行政の介入によって遅延させられたケースもある。ただしそれは、軍関係の勤務や専門技術者等、限られたケースでしかない。日本政府の公的責任の放棄と比べれば、残留孤児の帰国遅延への影響は限定的であった。

* 「私は軍の機密工場で働いていたから、すぐには日本に帰れなかった。私の仕事自体は、それほど秘密の仕事ではなかったが、北京の軍本部の許可をもらわねばならず、3年間も待たされた」 「夫は国有企業の技師で受賞歴もあったので、中国側が手放しなかった。私達は省政府まで申請に行き、5年間かかって、ようやく親戚訪問ならいいという許可が出た。それで親戚訪問で来日し、日本で永住帰国に切り替えることにした」

第5節 家族の帰国旅費の制限

中国の家族の動向が、残留孤児の永住帰国時期に影響を与えたとすれば、それは個々の家族の意向よりむしろ、日本政府が家族の帰国旅費支給を厳しく制限したことに基づく。すなわち日本政府は、国費による帰国旅費の支給対象を、残留孤児と配偶者、および20歳未満の未婚の子供だけに限定したのである²³⁾。

残留孤児の多くは、家族と再び離別したくないとの思いが強かったが、本稿の対象者の約3分の2（29名）は、成人・既婚の子供を中国に残したまま、日本に帰国するしかなかった。家族全員の同

表5 永住帰国年次（養父母を含む中国の家族の対応別）

身元	判明				未判明	
	自主調査		訪日調査			
判明方法	有	無	有	無	有	無
反対・躊躇等						
永住帰国年次	1982年以前	2	1	—	—	—
	1983年	1	1	—	—	—
	1984年	1	1	—	—	—
	1985年	1	1	—	—	—
	1986年～	1	1	4	—	2
	1988年～	—	1	2	1	5
1990年～	4	—	1	—	10	
計	10	6	7	1	17	3

資料：実態調査より作成。

伴帰国を求めて日本政府と交渉し、帰国がさらに遅延した孤児もいる。

* 「家族全員で帰国したかったが、長男と長女は20歳を越えていたので、日本政府が旅費を負担してくれなかった。それでやむなく帰国を遅らせた。日本政府からは、子供は一人しか連れて来られないと言われた。でも私達は、日本に行くなら家族全員一緒になければならないと考えていた。日本に行く申請書類を全員分、北京の日本大使館に提出したが、許可されなかった。日本大使館の職員が吉林省にきた時も、私は『家族全員でなければ、日本に行けない』と訴えた。なぜなら、私達は会社の社宅に住んでいたのだから、私が日本に行けば社宅を会社に返さなければならない、子供達は暮らしていけないからだ」

「私達夫婦二人だけの帰国を許可する書類が届いた。長男は既婚で、次男は未婚だが20歳を過ぎていたからだ。自費で連れて帰るには、旅費が足りない。しかも当時、次男はまだ学校に通っていたから、私達夫婦だけで日本に帰るわけにはいかなかった。それで私は帰国を諦めるしかなかった」

中国に残した子供を呼び寄せるには、残留孤児自身が日本で経済的に自立し、身元保証人になるしかなかった。日本政府が配置した自立指導員の中には、これを理由に帰国後まもない孤児に就職を強制する者も少なくなかった。

* 「既婚の子供、および20歳以上の未婚の子供も日本への帰国を申請したが、許可されなかった。私達はもちろん一緒に帰国することを望んだが、いったん親が帰国して働いて自立した後に、親が身元保証人となって自費で呼び寄せなければならないと言われ、どうしても認めてもらえなかった。来日後、自立指導員は『働いて自立しなければ、自費でも呼べない』と言った。私は身体が悪いのに、子供を呼びたいけれど働けと、自立指導員に強制された。これはすごくおかしいと思う。20歳をすぎたら、私の子供じゃないというのか。私は日本人だ。彼らは私の子供だ。無条件で受け入れるべきではないか。私は働いて自分で保証人になったが、手続きはやはり自立指導員に頼まねばならないと言われた。当時、日本の規則が全然わからなかった。本来、私は日本で仕事をしていただけで、自立指導員に頼まなくてもよかったはずだ。そのことは、後になってわかった。自立指導員は何も教えてくれず、とにかく『あなたが働いたら、私（自立指導員）が手続きをしてやる』と言うばかりだった。私は何もわからないまま、身体を壊しているのに働くしかなかった」

「日本政府の規定では、一緒に日本に帰国できる子供は、20歳未満の未婚者だけだった。だから私は未婚の子供だけを連れて帰国した。中国に残った子供達も、もちろん来日したかったが、諦めるしかなかった。20歳の未婚の息子の手続きも厄介だった。私は日本政府に『この子は身体障害者だ。彼が行けないなら、私も日本に帰れない』と手紙を出した。それでようやく特別に許可された。来日後も、私達が働いて自立しなければ子供を呼ぶ手続きをしてやらないと自立指導員に言われ、来日の翌年から無理やり働かされた。当時は何もわからず、言われたとおりにするしかなかった」²⁴⁾

第3章 永住帰国の動機

さて、こうした様々な制約・困難を乗り越えてまで、残留孤児はなぜ、日本への帰国を望んだのだろうか。

その最も素朴な答えは「日本人だから」である。しかしそこには、多様な意味が込められている。また日本人でも、すべての残留孤児が永住帰国を望んだわけではない。本稿の対象者ではないが、中国定住を選択した孤児もいる。また残留孤児とともに日本に「帰国」した配偶者の多くは、日本人ではない。総じて「日本人だから日本に帰るのが当然」といった認知枠では、残留孤児の永住帰国の動機を十分に説明しえない。

以下、永住帰国の動機を分析しよう（表6）。

第1節 肉親と祖国

まず、「日本人だから」という動機には、「日本に肉親がいる」という血縁的要素、および「日本は祖国」という地縁的要素が含まれる。そしてその内実は、身元が判明した孤児と未判明孤児で異なる。

【肉親への思い】

「日本に肉親がいる」という血縁的要素についてみると、身元が判明した残留孤児の場合、実際に再会した具体的な血縁者が想定されている。肉親に帰国を勧められた孤児もいる。

* 「日本の親戚が帰国を勧めてくれた。親戚訪問で一時帰国した時、親戚がたくさんいて、とても親切にしてくれた。それで帰国を決意した」

「35年ぶりに再会した実父が高齢になっており、できるだけ近くで暮らし、最後まで身の周りの面倒をみてやりたいと思った」

これに対し、身元未判明の残留孤児は、「日本に帰って肉親探しを続けたい」との思いが、帰国の動機になっていた。中国にいると肉親の情報は入手しにくい。また、未判明孤児は日本政府による訪日調査に参加したが、わずか2週間程度のおざなりな訪日調査では諦めきれないとの思いも強かった。

* 「引き続き肉親を捜したかった。訪日調査では身元が判明しなかったが、日本に帰国してじっくり捜せば必ず見つかると思っていた。たった2週間の訪日調査では納得できない。日本で肉親を捜し、自分が何者なのか知りたいという思いが募った」

「血縁を見つけない。それが人生で唯一の目標になっていた」

表6 永住帰国の動機（肉親の判別別）(MA)

	身元	判明		未判明	計	
		判明方法	自主調査			訪日調査
永住帰国の動機	日本人・祖国		7	4	7	18
	政治迫害・差別		6	2	5	13
	肉親がいる		6	2	—	8
	自分・家族の健康		3	1	—	4
	経済的貧困		5	3	2	10
	子供の将来		2	1	9	12
	肉親探し継続		—	—	4	4
	日本政府の政策		—	—	9	9

資料：実態調査より作成。

当時、中国にいたまま、肉親を捜せる状態ではなかった。日本の地を踏むことさえできれば肉親を捜せると思い、帰国した

【祖国としての日本】

次に「日本は祖国」という地縁の要素についてみると、身元が判明した孤児の場合、「日本」としてイメージされているのは、肉親の居住地である。また身元判明孤児の多くは比較的年長（日本敗戦時6歳以上）であり、日本は幼い頃の記憶に残る出生地でもある。彼らにとっての「日本」とは、肉親や幼少時の記憶といった具体的な素材を伴うロカール（locale）である。彼らは、「望郷の念」という言葉をしばしば口にする。また、「日本に帰国する以上、二度と中国に戻るつもりはなかった」と語るケースが多い。

- * 「帰国の動機は、親父が死ぬ前に、『お前はどんなことがあっても、必ず日本へ帰れ。日本にはまだ兄弟姉妹がいる』と言ったことだ。私の故郷は長野県A村で、まわりは深い山に囲まれていた。私は最初から故郷へ帰るんだ、中国には戻らないと思っていた。中国に戻ろうという気持ちは全くなかった」
- 「望郷の念を押さえきれず、永住帰国した。私は日本人で日本の出身だから、故郷に帰りたと思っただけだ。私は長年、中国に流浪して、故郷にも戻れず、どんなに辛かったか。日本に家があるのに、戻れなかった。やっとチャンスが来たから、何が何でも帰ろうと決心した。もちろん日本に定住するつもりだった。もう絶対に中国に戻りたくなかった」

これに対し、身元未判明の残留孤児の場合、「祖国としての日本」は「想像の共同体」としてのネーションであり、具体的な地縁・血縁・記憶等の媒介物を欠いたまま、自らと同一化されている。未判明孤児には年少者（日本敗戦時5歳以下）が多く、しかも多くは中国生まれか、または出生地が不明である。中には、「戦争のせいで中国に生まれ、日本に来た」と語るケースもある。彼らは、戦後の中国での差別・疎外体験を通して、自分が「日本人である」ことを否応なく自覚・認識させられてきた。いわばその人生においては、「日本人の血統を引く日本民族」という抽象的・観念的な事実が、具体的・現実的な重みをもち続けてきたのである。

また身元未判明の残留孤児は、肉親捜しでも特に苦労した。訪日調査に参加するには、具体的な情報・証拠がいかに乏しくても、「自分は日本の血統を引く日本人である」ことを日中両政府に対して立証しなければならなかった。訪日調査後も、肉親の身元保証が確保できず、容易に帰国できなかった。こうした体験の中で、一方でますます「想像の祖国＝日本」への思いが膨らみ、他方で「祖国に棄てられた」との思いも増幅し、愛憎を込めて「祖国としての日本」や「日本人の血統」に思いをめぐらさざるをえなかった。

身元未判明の残留孤児には、自らの帰国の動機を「落葉帰根」²⁵⁾と詩的に語るケースが少なくない。「帰根」の場合は家庭やロカールではなく、日本である。これに対応して「落葉」の場合も、養父母の家庭や中国東北地方のロカールではなく、中国となる。そこで彼らの帰国の動機は、ネーションを単位とした血統に基づく「宿命」（「血が呼んだ祖国」）として語られることが多い。しかしそれゆえにまた彼らは、「想像の祖国」と現実の日本の乖離も熟知している。現実の日本が決して「優しい国」ではないことも、十分に体験してい

る。身元未判明の孤児には、「日本に行ってみて、自分と合わなければ、中国に帰るつもりだった」と語るケースも少なくない。一方で抽象的だが重い現実と深い思い入れによって構築された「想像の祖国」、他方で具体的な繋がりを確認できず、自らに対して冷たい「現実の祖国」への醒めた思い。この両極端の「祖国としての日本」のアンビバレンツが、未判明孤児の帰国動機には輻湊している。

- * 「私の血管には、日本人の血が流れている。どこで生まれたのかはわからないが、それでも日本は祖国だから、日本で暮らすのは当たり前で選択の余地はない。私は日本人なのだから、『落葉帰根』で祖国・日本に戻ってきた。ただ、日本に行ってみて、どうしても状況が悪ければ、また中国に戻ろうと思っていた」
- 「私は血統が日本人なので、人生の最後は日本で暮らしたいと思っていた。自分が日本人であることを知ってからずっと、最後に帰る場所は日本だと思うようになった。『落葉帰根』だ。ただ、働ける間は中国にいた方がいいと思った。一方で、人はどこで生きてもいいとも思っていた。もし日本の生活に合わないなら、中国に戻ろうと思っていた。それで元の職場に籍をおいたまま日本に帰国した。私は3年間、中国の職場に700万の大金を払い、いつでも元の職場に戻れるように手配した」
- 「日本人だから日本に帰りたという素朴な気持ちがあった。私は戦争のせいで中国に生まれ、日本に来た。戦争がなければ日本に来ることもなく、普通の中国人として中国で生きられた。実際、日本でどのように頑張っていけるのか、よくわからなかったので、とりあえず日本に行ってみようと思っただけだ」

第2節 生活防衛

さて、残留孤児の永住帰国のいま一つの大きな動機は、自らと家族の「生命＝生活（life）」の防衛である。

具体的には、①政治的迫害の回避、②経済的貧困からの脱出、③子供の将来のため、そして④自分や家族の健康・治療という4つの要素が、ここに含まれる。①の政治的動機と②の経済的動機は、しばしば異質なものとみなされがちだ。しかしそれらは、自らと家族の「生命＝生活」を防衛し、維持・発展させようとする動機という点で同一平面上にある。

以下、具体的にみていこう。

【政治的迫害の回避】

まず政治的動機である。戦後の東西冷戦、特に文化大革命時代の政治的迫害の体験をふまえ、日本への永住帰国を望んだ孤児は多い。

- * 「文化大革命による弾圧の再発を恐れた。文化大革命当時、私の妻や子供も『小日本鬼子の家族』といじめられた。もし二度目の文化大革命が起きたらどうなるか。それを恐れて、日本へ帰ろうと思った。日本に帰りたくない気持ちもあったが、文化大革命のことを考えると仕方がなかった。日本は祖国であり、やはり安心感がある。当時はたとえ文化大革命が一段落しても、このまま中国にとどまれば、再び差別や迫害を受ける危険と隣り合わせで生きていかねばならないと思った。いつ日中戦争が起きるかもわからない。もし何か起きたら、私の子供はどうなるか、不幸になるんじゃないかと思い、帰国した」

「中国の政治弾圧が怖かった。もし再び政治弾圧が始まると、夫も子供もまた巻き添えにされる。それでどうしても日本に帰

りなかった。日本は自由な国だ。中国は政治運動が多く、抑圧され、自由がなく、束縛された感じがしていた。日本に帰れば安心だ。中国で再び文化大革命のようなことがあれば、私のような日本人はまたひどい迫害を受けると考えると、とても不安だった。周囲の人にも、『日本から来いと言われた時に行った方がいい。文化大革命で、ひどい目に遭ったのを忘れたのか』と言われた。子供も、もしもう一度文化大革命が起きたら、年も年だから生き残れないと言った。それで、帰国を決心した。「日本人だから、中国ではいつも違和感・疎外感があった。日本で日本人だと言われても平気だが、中国で日本人だと言われると、ずっと気持ちがよくなかった。中国では、日本人だと仕事ができても出世できない。嫌がらせもされる。『日本人鬼子』と侮辱されるし、あざ笑われ、頭を上げて暮らせない。特に人間関係がもつれた時、抑圧されたような感じだった。夫も私のせいで差別された。考えに考えて、日本に帰った方がいいと思った。中国にとどまると、また文化大革命みたいなことがあれば、ひどい迫害を受け、子供達もつらい立場におかれる。だから『日本へ帰りたい』と思わない日はなかった」

また、1989年の天安門事件を機に帰国を決めた孤児も1名いる。
*「天安門事件の時、私は民主化の横断幕をかけた三輪車に乗って街を走り回った。この事件で多くの人が殺されたのを見て、私は中国に失望した。民主化が大切だが、中国の政治状況から見ると難しい。それで、日本に行こうと決意した。私が運動に参加したので上司は怒った。上司に『海外追放にしてくれ』と言うと、『それくらいなら刑務所に閉じ込めておく』と言われた」

【経済的貧困からの脱出】

次に経済的動機である。ここには、2つの要素がある。

一つは、日本と中国の経済格差である。

*「日本に行くことは周囲の憧れだった。人々は日本は経済的に豊かな国という印象を持っていて、皆、行きたがった。帰国手続きを始めて3ヶ月ほどたつと、私の長男には、若い『嫁さん候補者』が列をなした。今日はこの娘、明日はあの娘と見合いだ。忙しかった。長男の嫁の家は喜んでうちに嫁がせた。ただ、結婚登録を急いでほしいという条件つきだった。私達の考えが変わらないうちに、手続きをさせたかったのだ」

「当時、私達は工場で100元しか稼げなかった。日本に比べれば、給料はすごく少なかった。日本に帰国する方がいい生活ができるという雰囲気だった。日本人と付き合いとメリットがあると考えられていた。中国はまだ貧しく、立ち遅れていた。今の中国なら私達は日本に帰らない。当時は日本の方がずっと生活条件がよく、どの方面を見ても中国よりましだった」

二つ目は、中国での経済生活の不安定化である。この場合、半ばやむなく来日したケースが多い。

*「当初、私は中国で仕事が順調だったので、あまり外国に行きたくなかった。その後、仕事がうまくいかなくなり、子供達も将来の見込みがなかったため、日本に行く方がいいと考えるようになった」

「洪水で田圃が大きな被害を受けた。一生懸命に耕したのに流されてしまい、収穫が全然なかった。これでもうおしまいだ。日本に帰った直接の原因は、洪水だ。日本に行くしかなかった」

【子供の将来のため】

さて次に「子供の将来のため」という動機である。この場合、自分のことだけを考えると日本に帰らない方がいいと感じていたケースが多い。子供の将来を考えると、親が犠牲になっても日本に行った方がいいと判断したのである。残留孤児本人が日本に永住帰国しなければ、二世（子供達）も来日できなかった。

そしてここにもまた細かく分析すると、3つの要素がある。

一つ目は、就学中の子供の教育を重視したケースである。

*「子供の前途のため、帰国した。学校の先生は、私の子供に『君の母親は日本人なのに、どうして早く日本に行かないのか。日本は経済的にとても発展した国で、将来性がある。こんな絶好のチャンスを逃したら、もう二度とチャンスは来ないよ』と力説した。当時、中国では海外留学ブームで、うちは金もコネも無いから、私が日本人であることを、子供にとって一つのチャンスにしようと思って来日した」

「娘の教育・将来を考えて帰国した。娘が日本語と中国語の2言語を覚えれば、職も探しやすく、日中の架け橋にもなれる。私達はずいぶん迷った。私は中国では医者だが、日本でその仕事はできない。夫の中国での仕事も給料もいい。ずいぶん悩んだ。でも娘のためと思って決意した」

「子供がもっと進学したいと言うので、来日した。当時、子供は中学卒業の年だった。私の親族や友人も皆、子供の将来のために日本に行った方がいいと勧めた。私はあまり来日しなくなかった。いい仕事をもっていたし、日本に行くのは不安だったからだ。でも子供の教育を考えて決断した」

二つ目は、子供の中国での雇用・経済生活が不安定になったため、来日したケースである。

*「長男と三男は仕事がうまくいかず、場所を変えてやってみようと思った。次男の勤務先の工場も赤字で倒産寸前だった。次男の嫁は最初は店で働いてけっこうな給料があったので、日本に行くことに反対していたが、その後、店がうまくいかなかったため、日本に来ることにした。私自身は当初、永住帰国するつもりはなかった。中国では定年退職の年齢になっていたが、まだ退職しなくてもよかったからだ。日本に来る決め手は、子供達の将来だ。3人の子供達の将来を考え、日本に行けばうまくいくかもしれないと思った」

「当初、子供の職場が安定していたので、日本に帰らなかった。でも90年代になると、長男の自動車製造工場は赤字続きで、リストラされる恐れがでてきた。私は中国では会計師、妻は薬剤師で生活も安定しており、日本に帰りたくなかったが、子供のために来た。日本に帰ったら言葉もできず、専門の会計の仕事もできない。ただ、2人の子供のことを考えると、やはり日本に行った方がいいだろうと思い、日本にきた」

そして三つ目は、子供の強い要望に押し切られて来日したケース

である。これは、前述の二つ目の動機とも重なる。しかし子供の雇用・経済生活が不安定でなくても、新たな経験・将来展望を求める子供の要望に応えたケースもある。

* 「私と夫は中国で仕事もあり、十分生活していけるし、日本に行くのは言葉の問題もあって不安だったが、子供が日本に行きたがった。私の子供達は皆、高卒以上で、中国でいい就職をしていた。それでも彼らは皆、日本に行きたがった。私が日本に行かねば彼らも行けない。特に長女は、中国では結婚相手を探す気がなかった。だから早く中国を離れようと思った」

「私は幹部だし、あまり来日を望まなかったが、子供が望んだ。厚生省から書類が送られて来た時、子供達が日本に来たがり、勝手に記入した。私自身は気乗りがしなかった。でも、私が来ないと子供達も来られない。子供のために考えると、日本に来る方がいい。親は子供のために犠牲になった。いつもこう考えて精神のバランスをとっている。自分の仕事や生活のことだけ考えると、帰国したくなかった」

【自分や家族の健康・医療】

「生命=生活」の防衛に直接、関わる最後の動機として、自分や家族の健康・医療がある。これは比較的年長で、医療施設が乏しい農村に住んでいた残留孤児に特に多くみられる。

* 「中国でとても疲れていた。子供も4人いて、裁縫の仕事もきつかった。私は高血圧と心臓病があり、中国で子宮の腫瘍の手術をしたこともある。それで永住帰国して日本で治療を受けたかった。中国にいたらとくに死んでいたはずだ。日本では医療保険があり、治療を受けられたおかげで今まだ生きている」

「叔父が、日本に永住すれば身体も良くなると言い、永住帰国を勧めてくれた。当時の私はとても黒くて、45キロ位しかなかった。今は60キロだ。もしずっと中国にいたら、死んでいたかもしれない。中国は、食物も天候もよくない。とても寒かった。夫は喘息だったが、日本にきて自然に直った。日本は中国よりずっといい。自然に恵まれ、空気もきれいで、医療も先進的だ」

「長男が友友病で、3歳頃から出血が止まらなくなった。ハルビンの漢方病院に行って診てもらったが、天津の血液研究所に行くように勧められ、借金して行った。でも、やはり特効薬はなかった。私達は日本の医療技術が先進的だと聞いたので、日本に帰って来た。今、息子は障害者として福祉を受けている」

第3節 政府の帰国政策

最後に、永住帰国の動機として、日本政府の政策をあげる残留孤児も少なくない。これはすべて身元未判明の孤児である。

そしてここには、次の3つの要素が複合している。

一つ目は、日本に帰れば政府の生活保障があることだ。これは特に貧しい農村に住んでいた孤児に多くみられる。

* 「日本政府が政策で残留孤児を呼び戻している以上、帰国後、必要な生活の援助・保障をしてくれると思った。国が面倒をみてくれるから、困ったら国に言えればいいと思った」

「日本政府から、いい生活条件で受け入れるという手紙がきた。まず日本語教室に4ヶ月通い、それから仕事ができれば仕事、

できなければ国から生活保護が出ると書いてあった。年金を補足するとも書かれていた。私はもう51歳だったから、これで老後は安心と思った。日本政府がそう言明したから、帰国した」

二つ目に、日本政府が永住帰国の手続き期限を限ったので、迷いはあったが帰国に踏み切ったケースがある。

* 「迷っていたが、1993年、日本に行くかどうかを決める最後の機会だという厚生省の手紙が届き、ついに決心した。厚生省がこれが最後のチャンスだと言わなければ、まだ迷っていたかもしれない。1986年に日本人と認められたが、すぐ帰国する気にはなれなかった。当時、中国でまあまあ生活をしていて、家も仕事もあったからだ。日本に行けば、生活できるかどうか不安だった。日本語は全然わからないし、日本では仕事もできない。それに中国で何十年間も生活してきたので、今更日本へ行く決心がつかなかった」

「来日直前まで決意できなかった。私は10月13日に帰国したが、10月1日まで中国で仕事をしていて。ある日の勤務中、吉林省外事課長から長距離電話がかかってきた。電話に出ると、なぜパスポートを取りに来ないのかといわれた。私はパスポートを申請した記憶はないと言うと、日本に行きたくないのか、もう日本政府の期限が切れる、10日に出国しないとダメだと、まるで追い出すような口ぶりだった。翌日、パスポートを取りに行き、すぐ日本に帰国した。急すぎた。何の支度もせず、2人の子供も中国においてきた。家もそのままにして。日本で帰国の申請書に記入したことはある。その後、日本の厚生省からパンフレットが送られてきて、日本に帰ってきて下さいという呼びかけの文章とともに、家を保障するとか、生活に不自由しない等都合のいいことが書かれてあった」

「私は、養母が亡くなってから帰国しようと思っていたが、厚生省から2回書類が届いた。1回目は無視した。2回目には、1987年10月までに必ず日本に帰らねばならないと書かれていた。それでやむなく決断した」

三つ目に、中国在住のままでは日本政府の支援が受けられないことが、帰国動機になったケースもある²⁶⁾。

* 「日本政府は、『中国に残る人には政府として何の援助もできない。日本に永住する人だけに政府の援助がある』とはっきり私達に伝えた。それで、私は永住帰国する決心をした。日本に来たら程度はともかく、一応援助をいただけたらと思ったからだ」

第4節 多様な動機とその規定要因

以上のように、残留孤児の永住帰国には多様な動機が輻湊している。それは単純な血統主義やナショナリズムではない。自らの血縁・地縁的ルーツを探し求めたり、「生命=生活」の世代的な発展的再生産を希求する、人間としての普遍性に根ざす動機も多い。また東西冷戦、南北格差、およびグローバリゼーションといったポスト・コロニアルの世界社会システムに根ざす動機も少なくない。

そしてこうした多様な動機には、身元判明の有無、および帰国年次によって、明らかな特徴がある。

すなわちまず身元が判明した残留孤児では、「肉親が日本にいる」、

「日本は記憶に残る故郷」、「本人や家族の健康・医療」、「経済的貧困からの脱出」等が帰国の主な動機となっている。

一方、身元未判明の孤児では、「日本人の血統」、「子供の将来のため」、「肉親探しを続けたい」、「日本政府の政策」が主な動機である。

また帰国年次別にみると、1988～89年頃を境として帰国動機が大きく転換している（表7）²⁷⁾。

まず1988年以前に永住帰国した残留孤児では、「日本は祖国である」、「政治的迫害の回避」、「肉親が日本にいる」、「自分や家族の健康・医療」等が主な帰国の動機である。

これに対し、1989年以降に永住帰国した残留孤児では、「経済的貧困からの脱出」、「子供の将来のため」、「日本政府の政策」等の帰国動機が急増している。

こうした帰国動機の転換には、3つの背景が絡み合っている。

まず第1は、東西冷戦からグローバリゼーションへと世界社会が大きく転換したことである。特に「政治的迫害の回避」から「経済的貧困からの脱出」への動機のシフトは、これを抜きには理解できない。大半の残留孤児が住む中国東北地方は、かつて重工業・国有企業の集積地であった。1980年代末以降、市場経済化の進展に伴い、国有企業の倒産・リストラが激増した。医療費・教育費も高騰し、農村では一層深刻な貧困が蔓延したのである。

第2は、日本政府の受け入れ政策の変遷に基づき、帰国しうる残留孤児が、判明者から未判明者へ、また日本生まれの年長者（敗戦時6歳以上）から、中国生まれまたは出生地不明の年少者へとシフトしたことである。「日本は祖国である」、「日本に肉親がいる」という動機が減少し、「日本政府の政策」という動機が増加したことは、これに基づくと思われる。

そして第3は、帰国が遅延するにつれ、残留孤児の家族内部で世代交代が進んだことである。「子供の将来のため」という動機の増加は、これと関係している。

この3つの背景は、相互に絡み合いつつ推移してきた。たとえば「子供の将来のため」という動機も、単に残留孤児の家族内部での世代交代だけでなく、グローバリゼーション下での生活の不安定化や新たな将来展望の模索、および未判明孤児に対する日本政府の受け入れ政策の変化を抜きには考えられない。

そして最後に、以上にみてきた残留孤児の永住帰国の多様な動機は、そのほとんどが自らと家族の「生命＝生活」の維持・発展的再生産という、人間としての普遍的な要求に根ざす点で通底している。「政治的迫害の回避」、「経済的貧困からの脱出」、「子供の将来のため」

「自分や家族の健康・医療」等の動機はもちろん、それ以外の多様な動機もまた、自らと家族の「生命＝生活」の維持・発展的再生産を目指す本質的動機と密接に結びついている。そしてそれらはいずれも、東西冷戦、南北格差、グローバリゼーションといったポスト・コロニアルの世界社会のマクロな構造変動をふまえた主体的選択でもある。

第4章 国籍と戸籍

最後に、永住帰国に伴う国籍と戸籍の変化について考察しよう。

第1節 出生時の国籍

大多数の残留孤児は出生後、日本の行政機関に出生届が出された時点で戸籍に登録され、日本国籍になったと考えられる。「満州国」では1940年、日本帝国臣民の二重身分を認める暫行民籍法が施行され、日本人移民は日本国籍を保持したまま、日本と満州の二重民籍（戸籍）登録をしていたからである²⁸⁾。

ただしごく一部だが、日本敗戦の混乱時または戦後になってから中国で出生した残留孤児もいる。この場合、日本の行政機関に出生届けが出されなかった可能性が高い。本稿の対象者でも1名、敗戦後に生まれ、後に肉親が判明した残留孤児がいる。彼は1985年に出生届未了であることが確認され、その後、肉親が出生届を出して、戸籍・国籍を回復した。こうした場合、出生後、直ちに中国籍に編入されたとも考えにくく、しばらくは「無国籍・無戸籍」であったと思われる。

そして本稿の対象者の約半数を占める身元未判明の残留孤児は、いうまでもなく出生時の戸籍・国籍が確認できない。彼らの現在の戸籍は後述する如く、就籍によって新たに作成したものである。

第2節 国籍の変遷

さて、大多数の残留孤児は、中国人養父母に引き取られた直後に中国名をつけられた。またいずれかの時点で、自らの意思とほぼ無関係に中国籍に登録された²⁹⁾。養父母が幼い孤児を引き取った際、養子として、または養子であることさえ隠して実子として登録したケースもある。1950年代、中国の公安局が残留孤児の一斉調査を実施した際、本人の知らぬ間に養父母が中国籍に登録したケースもある。また、1958年に後期集団引揚げが終結した時点で、中国政府は中国籍を希望する残留孤児に国籍証を発給した³⁰⁾。その際、中国で生きていく上で他に選択肢がほとんどない中で、中国籍に加入した孤児もいた。

* 「1950年代、政務院で中国籍をとる手続きをした。周恩来の許可で、私の意思というより、養母が私のことを思って申請した。公安局は私が日本人だと把握していたし、中国籍でなければ、入党も昇進も難しいからだ」

「1958～59年頃、公安局がうちに来て、中国籍をとって下さいと言った。当時、残留日本人を中国籍にするという指示があったようで、今も多くの残留孤児が周恩来総理がサインした中国籍加入許可証をもっている。でも私は、養父母がすでに実子として役所に届けていたので、もともと中国籍に入っていた。養父母がそのことを公安局の職員に説明した。だから私は中国籍

表7 永住帰国の動機（帰国年次別）(MA)

	1984年以前	1985年～	1988年	1989年～	計	
永住帰国の動機	日本人・祖国	3	5	5	5	18
	政治迫害・差別	3	3	2	5	13
	肉親がいる	3	3	—	2	8
	自分・家族の健康	3	1	—	—	4
	経済的貧困	1	2	1	6	10
	子供の将来	1	1	1	9	12
	肉親探し継続	—	2	—	2	4
	日本政府の政策	—	—	4	5	9

資料：実態調査より作成。

加入許可証は持っていない」

一方、日本政府は1972年まで、中華人民共和国を承認していなかった。そこで日本政府が、残留孤児について「日本国籍を離脱した」とみなしていたかどうかは明確ではない。南(2009)によれば、1957年に日本政府は「日本人が中共の国籍を取得しても、日本の国籍は離脱できない」とする方針を発表した³¹⁾。また本稿第1章で指摘したように、日本政府は日本の戸籍が確認できる残留日本人の帰国を、日本人の引揚げと位置づけてきた。たとえ中国政府発給のパスポートを持っていたとしても、日本国籍を失っているか否かの判断が困難であるとし、日本国籍者として入国を許可してきたのである。

つまり日中国交回復(1972年)以前、中国在住の大多数の残留孤児は——個々人の意思・記憶を問わず——、中国政府からみれば中国名をもつ中国籍者であった。しかし日本政府からみれば、日本の戸籍が確認できる残留孤児は日本名をもつ日本国籍者であった。同じ残留孤児でも、日本の戸籍が確認できない場合、日本政府は日本国籍者と認めなかった。そして残留孤児自身の立場からいえば、国籍に対する認識・思いは多様で、しかも一人ひとりの中でも時期によって変化したと思われる。日中いずれかの国籍の固定的な二者択一を迫るのは国家側の都合であり、残留孤児自身の生活上の必要や論理ではなかったからである。

第3節 戦時死亡宣告

ただまた1959年、日本政府は残留孤児の戸籍に重大な影響をもたらす政策を実施した。未帰還者特別措置法を施行し、消息不明者の戦時死亡宣告を促進したのである³²⁾。本稿の対象者のうち、身元が判明した24名のうち約9割(21名)は、戦時死亡宣告で戸籍を抹消されていた。墓が建立されていた孤児も多い。後にこの事実を知った残留孤児は、大きな衝撃を受けた。身元が判明した孤児には、年長者(敗戦時、6歳以上)が多い。彼らは日本敗戦当時から日本の肉親・故郷に関する鮮明な記憶をもち、それゆえに特に深刻な葛藤・違和感を抱えつつ、戦後の中国社会を生き抜いてきた。また自らの記憶を頼りに自力で肉親探しに取り組み、ようやく肉親との再会を果たし、永住帰国を果たした。そこで日本政府や肉親が自らを死者として既に処置し、捜そうとしていなかったという冷厳な事実を思い知らされた時、彼我の思いの落差に打ちのめされたのである。

*「戸籍上、私は死者として抹消されていた。墓もあった。親戚訪問で来日した時、兄は墓に刻まれた私の名前に赤ペンキを塗った。これは、生き返ったという意味だそうだ。私は自分の墓を見て、泣き崩れた。日本政府が私達の死亡を確認もせずに戸籍を抹消したのは、あまりにひどい。私達に死刑判決を下すのと同じだ。せめて生死不明と書くのが当然ではないか」

「戸籍は、死んだものとして抹消されていた。抹殺だ。私の名前が書かれた墓もあった。私はそれを自分の手で引き抜いてしまった。兄嫁は、『これから長生きするよ。一度、死んで、また生き返ったから』と冗談を言った。でも私は悲しみと苦しんでいっぱいだった。なぜ生きているのに、死んだことになっているのか。ひどいよ、これは。私の命と人格への侮辱だ。まだ生きているのに、調査もせずに抹消するなんて」

「私の戸籍は抹消された。1946年2月13日に発疹チフスで死亡したというデタラメの死亡届が出されていた。これを知った時には、言葉では言えないほど精神的ショックを受けた。妻もショックを受け、『私は死んだ鬼に嫁いだのか』と言った。生きている人を死者にしたのは日本政府の大きな犯罪だ」

「1970年12月25日付けで、戦時死亡宣告を受けていた。特別措置法で私達は死人にされた。私と弟、妹の戒名が刻まれた墓も建てられていた。帰国後、死亡者扱いされていたことに大変な衝撃を受けた。中国で必死に生きてきたのに、勝手に死んだことにされていたのは許せない。証人もいないのに、どうやって私の死を確認したというのか?。私達が日本に帰るために身元確認を必要としているのに、なぜ戸籍を抹消したのか?。日本政府は、大きな間違いを犯した」

第4節 日本の戸籍をもつ中国籍者

【国交回復に伴う「中国籍」の認定】

戸籍を抹消された残留孤児は、本人または肉親の申請により死亡宣告が取り消され、戸籍上、「生き返った」。

しかし日本政府は、直ちに彼らを日本国民と認めたわけではない。

前述のように、日中国交回復以前、日本政府は中華人民共和国を承認していなかったため、残留孤児の中国籍も認めていなかった。しかし国交回復後、遅くとも1974年頃までに日本政府は、残留孤児が日本国籍を喪失し、中国籍に加入した可能性が高いと判断するに至った。そして残留孤児個々人の意思を問わず、国交回復の日(1972年9月29日)にさかのぼって日本国籍を喪失し、中国籍になったものと認定した。こうして残留孤児は、たとえ身元が判明して日本の戸籍が確認できても、ほぼ一律に中国籍者とされた。

これに伴い、残留孤児の永住帰国の手続きも、日本人の引揚げから、外国人(中国籍者)の入国へと一変した。中国政府発給のパスポート、日本政府発給の査証、および日本国内の身元保証人の確保が不可欠となったのである。また帰国後も、残留孤児には外国人登録をするよう指導がなされた。こうした取り扱いは、地域によって異なるが、1986年以降まで続いた³³⁾。

ただし日中両政府は、残留孤児を単純な中国籍者とみなしていたわけではない。中国政府は確かに残留孤児を中国籍者とみなし、パスポートを発給した。しかし当時、中国では出国管理が厳しく、特別の理由がなければ、パスポートは発給されなかった。中国政府は、残留孤児が日本人であるという特別の事情を考慮したからこそ、パスポートを発給したのである。一方、日本政府は残留孤児の帰国に際し、査証——つまり外国人(中国籍者)としての入国手続き——を求めた。しかし残留孤児の身元保証人を日本の肉親に限定し、しかも肉親の身元保証さえ得られれば永住帰国を許可した。1985年以降は、身元未判明孤児にも永住帰国を認めた。つまり日本政府もまた、残留孤児が日本人であるという特別の事情を考慮していたといえる。このように日中両政府はともに、残留孤児を中国籍者と位置づけつつ、しかし潜在的な日本人でもあるとみなしていたのである。

ただし、日中両政府の対応には違いもあった。中国政府によるパスポート発給は、残留孤児の帰国を援助・促進する立場からなされ、実際にもそのように機能した。一方、肉親による身元保証を求める

日本政府の措置は、残留孤児の帰国を制限し、阻むものであった。

一方で潜在的な日本人と認めつつ、他方で帰国を阻む。こうした日本政府の矛盾は、1981年に肉親捜しの訪日調査が始まると、さらに増幅した。訪日調査の参加資格は、綿密な事前調査に基づき、日中両政府が「日本人である可能性が高い」と認定した残留孤児に限られていた。また訪日調査での身元判明率は、約3割程度と低かった。そこで、日本政府によって「日本人の可能性が高い」と認定されたにもかかわらず、肉親の身元保証が得られず、日本に帰国できない残留孤児が激増したのである。それに加え、戸籍・肉親が判明しても、肉親の身元保証が得られず、日本に帰国できない残留孤児も増え続けた。

日本政府が、戸籍を確認できた残留孤児に、永住帰国のための特別の渡航証を発行するようになったのは、1986年頃からである。これにより、身元判明孤児はようやく日本国籍者として帰国することが可能になった。ただしその後も第1章で詳述した如く、最終的には1994年頃まで、日本の戸籍・渡航証をもつ残留孤児が日本に帰国する際、各種の身元保証を課されるという矛盾は継続したのである。

*「日本の厚生省が渡航証を送ってきた。これを瀋陽の領事館に提出して、日本への帰国の許可をもらった。私は日本の戸籍があり、中国のパスポートはもたずに帰国した」

「来日前に中国でパスポートを作ったが、それは役に立たず、私の出費は無駄になった。日本に帰ってきた時、すでに戸籍が回復されていた。日本には、渡航証をもらって入国した」

【未判明孤児の就籍・永住帰国】

一方、日本政府の訪日調査で身元が判明しなかった残留孤児は、1985年まで永住帰国が認められなかった。ただしこうした未判明孤児も、日本の家庭裁判所に申し立てれば、新たな戸籍を作ること（「就籍」）ができた。訪日調査を終えて中国に戻った未判明孤児の一部は、中国にいながらにして日本の戸籍を作った。とはいえこれができるのは、日本のボランティア³⁴⁾と連絡がとれたごく一部の孤児だけである。中国に暮らし、日本語もできず、日本の法律知識もない大多数の未判明孤児は、独力で就籍の手続きができるわけもなかった。

*「私は永住帰国より前に、中国にいる時に就籍して日本国籍を取った。戸籍を作ってくれたのは、東京の凍土の会のボランティア・山村文子さんだ。私の戸籍には実父母の記載はない」

「永住帰国以前に就籍した。東京の河合弘之弁護士が手続きをすべてやってくれた。この弁護士は、他の残留孤児が紹介してくれた。当時、私はまだ中国にいた。知人の残留孤児に、『日本国籍に入るか』と聞かれた。私は『まだ中国にいるのに、日本国籍が取れるのか』と聞くと、この弁護士を紹介され、手紙を出した。すると手続きの方法を書いた手紙がきた」

「訪日調査を終え、中国に帰った後、東京の弁護士が吉林市にきた。彼は私達と話をし、腕の注射跡を確認してから、戸籍を作る手続きを教えた。そして彼は日本で私の戸籍を作り、中国に送ってくれた」

そして前述の如く、1985年以降、日本政府は身元未判明の孤児

に査証を発行し始めた。これにより、未判明孤児の帰国が急増した。大多数の未判明孤児は、帰国後、帰国者センターや自立指導員・ボランティア等の援助により、就籍した。

*「中国のパスポートで来日してから、所沢の帰国者センターで残留孤児としての認知が終わり次第、日本国籍をくれた。帰化ではなく、日本人として認定した上での国籍の回復だ。家庭裁判所に申請した。千野誠司という人が手続きを全部してくれた。就籍許可証には、次のように記されている。『父母の氏名は不詳。申立人は出生により日本国籍を取得した日本人である。しかるに、申立人は中国人として成長してきたため我が国に戸籍を有しない。…申立人の両親の身元は全くといってよいほど不明ではあるが、少なくとも、申立人は日本人母の非嫡出の子か、日本人夫婦の嫡出子と認めることが許されると考える。…また、申立人が一旦取得した日本国籍を喪失したとする事由の存在は認められない。しかして、申立人については、戸籍を有しないから、就籍を認めるのが相当である』」

「来日後、就籍許可を受けた。私の戸籍は神奈川県鎌倉市にある。菅原幸助という鎌倉市の人が、私の戸籍を作ってくれたからだ。父母は不詳と書かれている」³⁵⁾

こうした就籍・国籍変更に疑問を感じた残留孤児も少なくない。

まず第1に、一部の残留孤児は、日本政府が自らの責任で就籍を行わず、申請経費も孤児（または身元保証人等）の負担だったことに不満を感じていた³⁶⁾。

*「本来、日本政府が戸籍を作ってくれるべきだ。私達は日本政府の責任で孤児になり、しかも日本人と認定されて帰国した。なぜ自分で申請しなければ、戸籍をもらえないのか。中国政府のように、戸籍を作ってくれればいい。私達は中国に遺棄されたが、中国政府は黙っていても戸籍を作り、受け入れてくれた」

第2に、中国の国籍証明書がなく、二重国籍になると言われ、手続きが複雑だった残留孤児もいる。

*「私は中国籍だった。でも養母が中国の国籍を取ってくれたので、私の手元には中国籍加入証がなかった。それで日本にきて日本国籍を回復する時、とてもややこしかった。中国籍の証明書がないと二重国籍になる可能性があり、日本国籍をとるのは却って面倒になると言われた」

第3に、姓（名字）のつけ方に納得していない残留孤児もいる。なぜその姓になったのか、本人にもわからないケース、および「日本人らしい名前」をつけるよう強要されて不満を感じたケースもある。自ら主張して中国名を維持したのは、1名のみである。

*「私の日本名は、誰がどのようにつけたのかわからない。おそらく夫の名字と私の中国名から一字ずつとって、いかにも日本人らしい名字をつけたのだろう。家庭裁判所か厚生省がつけたのではない。私が自分でつけたのではない。知らないうちに決まっていた。祖先とのつながりもわからない。私達は本当にかわいそうだ。自分の本当の名字すらわからない。それに本当は私達の今後の現実生活のことを最優先に考えるべきなのに、日本政府はまず形式上の名前の変更にすごく力を入れていた」

「私の中国の名字はRだ。日本でもRという名字にしたかった。養父が私を大人になるまで育ててくれたので、名字に愛着があったからだ。でも所沢の帰国者センターで、日本人の名字にRはないと言われた。Rという字に発音が近い漢字を教えられ、それを名字にするしかなかった」

「名字は所沢の帰国者センターの通訳につけられた。私は本当は中国名のままにしたかった。養父母がつけてくれた名前であり、私はその名前ですっと生きてきたのだから。でも通訳に言われ、仕方なく日本名に変えた。通訳は、私の中国での居住地名の漢字が入った日本人らしい名字をつけた。私は最初、名前の変更なんか全然考えていなかった。日本の戸籍に入り、日本国籍をとるには、日本人らしい名前が必要だと言われ、しかたなく名前を変えた。私の中国の名字は日本にはないから、日本人らしく変える必要があると言われた。でも、なぜ名前まで変えなければならないのか、納得できる説明はなかった。その時、考える暇も与えてくれなかった。『この名前がいいか』と、すぐに認めるよう求められた。未判明の人はその場で数十人が即座に次々に名づけられた」

「私は中国名のままだ。日本国籍をとる時、日本人の名前をつけると言われた。私が『どんな名前にするのか』と聞くと、役所の弁護士が『私と同じ姓にしようか』と言った。私は、『もし肉親が見つかったら、また姓を変えるのか』と言った。弁護士は『中国名だと、孫が学校でいじめられたりするから、変えた方がいい』と言った。私は、『では、肉親を捜してくれ。肉親が見つければ、姓を変える。それまでは変えない。名前をつけることは、いいかげんな遊びではない』と主張した。20日ほどすると、役所から中国名のまま日本国籍が取れたと連絡がきた」

第4に、国籍変更の必要性・理由の説明が不十分だったと語る残留孤児もいる。

* 「日本国籍への加入も、日本政府が面倒を避けるためにただだけではないか。要するに私達が日本国籍に入れば、政府はもう普通の国民として扱い、中国との関係でも面倒がなくなるからだ。私は、帰国者センターの職員に『日本国籍をとるか』と聞かれた時、『メリットとデメリットを教えてください』と言った。すると職員は『君は日本人だから、日本国籍をとらねばならない』と答えた。私は『それならなぜ、私に尋ねるのか』と思ったが、状況がよくわからないので口には出さず、うなずいた。本当は私達にきちんと説明すべきなのに、日本政府はもう決めていて、形だけ私達に承認させるという感じだった」

「自立指導員に言われ、私達母子4人も日本国籍に入った。私は、『なぜ家族全員、日本国籍に入らねばならないのか。私は日本人だが、子供達は中国籍でもいいのではないかとたずねた。すると自立指導員は、『全員、日本国籍をとらないと、生活保護が受けられない。それに今すぐ国籍変更しなければ、後で自分達で手続きをすれば、ややこしくなる。そもそもあなたたち一家は日本人だから日本に帰国できたので、日本国籍にするのは当然だ』と言った。私はよく理解できなかったが、当時はそれに従うしかなかった」

「私は来日してすぐには日本国籍を取らなかった。これまでの日本政府の対応に、不満があったからだ。でも、子供一家を呼び寄せる手続きをすると、子供のビザは降りたが、孫は許可されなかった。驚いて入国管理局に理由を聞きに行くと、日本の法律では三世まで呼び寄せられるが、私が日本国籍を取らないので二世になり、子供は三世、孫は四世になるそうだ。だから孫（四世）は呼べないと言われた。私は、やむなく日本国籍を取った。このことで何度も泣いた。でも孫が恋しいから、仕方なかった」

第5に、日本国籍の取得に家族が反対したが、事実上、強制的に国籍変更をさせられた孤児もいる。

* 「来日後、自立指導員に言われて、私はすぐに日本国籍を回復した。でも4人の子供のうち2人は、国籍変更に抵抗した。まだこれから日本での生活がどうなるかわからず、不安だったからだ。すると自立指導員は怒り、家族全員が日本国籍に加入しなければ、まだ中国にいる子供達を呼び寄せられないと言った。私達一家は、二度と家族が離ればなれになりたくなかったので、やむなく全員が日本国籍に変更した」

そして第6に、1985年の国籍法改正まで、子供の国籍取得に性差別があったと批判する孤児もいる。

* 「女性の残留孤児の子供は、3カ月以内に手続きしなければ、帰化という形でしか日本国籍に入れなかった。男性の残留孤児の子供は、すぐ日本国籍に入れた。これは男女差別だ。私達は所沢の帰国者センターを出る時、すでに来日して4カ月たった。兵庫県に来てからも何も事情がわからず、そんなことを考える余裕もなかった。帰国者センターでも兵庫県でも、誰もそんな規則があると教えてくれなかった。子供が学校でいじめられて初めて、子供も日本国籍に入れようと考えた。でも、もう遅いと言われた。こういう男女差別の意識は、日本政府だけでなく、男性の残留孤児にもある。ある男性の残留孤児は、『私達は純粋の日本人だが、女性は違う。中国人の妻であり、母だから、たとえ国籍を変えても半分の日本人だ』と声高に言った。別の男性の残留孤児も私に、『あなたの子供は半分の日本人だ。日本政府に日本人として認められていない。うちの子はすぐに日本国籍に入れた』と自慢した。私はすごく腹が立った。日本政府はなぜこのような男女差別の制度を作り、残留孤児の内部に愚かな差別意識を生み出すのか³⁷⁾

終章 残留孤児の永住帰国の歴史・社会的意義

以上、残留孤児の永住帰国の実態を分析し、その歴史・社会的意義を考察してきた。簡単に総括しよう。

第1節 永住帰国時期・遅延の規定要因

まず残留孤児の永住帰国時期、およびその遅延の最大の規定要因は、日本政府の受け入れ政策にあった。日本政府は1972年の日中国交回復以前、永住帰国の実現に取り組みなかった。国交回復以降も1985年まで、身元未判明孤児の帰国を認めなかった。身元が判

明した孤児に対しても、1994年頃まで各種の身元保証制度を課し、帰国を遅延させた。残留孤児の永住帰国時期は、①肉親判明の有無、②肉親判明方法（自主調査・訪日調査）、③各種の身元保証の確保の可否によって、大枠を規定された。日本政府が、それらを基準として帰国を制限したからである。これに比べれば、個々の残留孤児や中国側の事情（年齢、残留の経緯、中国での居住地と生活体験、中国の家族・行政の対応等）は、帰国時期の主要な規定要因とはいえない。

残留孤児の永住帰国に対する日本政府の消極的姿勢には、いくつかの背景が重層していたと考えられる。

まず第1の背景は、ポスト・コロニアルの国家間システム・世界社会構造（東西冷戦、南北格差、グローバリゼーション、戦後処理等）である。すなわち、①国交回復以前はもちろん、それ以降も1980年代末頃まで東西冷戦は続いており、「社会主義国＝中国」からの入国を警戒したこと、②1980年代末以降、グローバリゼーションの進展の中で、経済的動機で来日する偽装「残留孤児」の入国を警戒したこと、そして③残留孤児問題が侵略戦争の歴史・戦後処理と結びついたセンシティブな問題であったこと、である。一方、中国政府側からみると、上記の①と②はいずれも残留孤児の日本への帰国を制限する理由にはならない。また③の観点からいえば、残留孤児とその永住帰国は敵国（日本）の子供を育てた中国の人道主義の証であり、戦争の記憶と反省をふまえた新たな日中関係構築のシンボルと位置づけることも可能であった。

第2に、国家と社会の分離、私的所有等、近代社会の特質も見逃せない。日本政府は公私の分離を前提として、残留孤児問題を私事と位置づけ、国家の公的責任の回避を図った。その結果、残留孤児の受け入れ主体は家族（またはそれを補完するボランティア）とされ、肉親が未判明の孤児の帰国は遅延した。また経済的負担や財産分与等、私的所有に根ざす肉親による受け入れ拒否・躊躇も多発した。日本政府は民事不介入を理由として、こうした問題の解決に取り組まなかった。なお社会主義を標榜する中国政府は、公私の分離を前提とせず、残留孤児の帰国を単なる私事とはみなさなかった。家族内の意見調停にも積極的に介入した。もとより現実の中国社会では、国家の介入が深刻な矛盾を生む場面も多かった。中国国家の介入が残留孤児の帰国を遅延させるケースも皆無ではなかった。しかしそれでも残留孤児の帰国問題の実質的解決という点に照準すれば、中国政府は日本政府より、つねに積極的に対応してきた。

第3に、血統主義的ナショナリズムも、残留孤児の帰国を遅延させた。一般に、血統主義的ナショナリズム（「血が呼んだ祖国」）は、残留孤児の帰国の促進要因とみなされがちだ。しかしこれが逆に機能した側面も見逃せない。まず日本政府は、残留孤児の帰国の条件として、戸籍による血統の証明、および血統主義に基づく肉親の身元保証の確保を課した。これが、孤児の永住帰国を遅延させた主要な要因の一つである。戸籍による血統の証明は、一方で残留孤児の日本国籍認定を極度に狭く絞り込み、他方で残留孤児問題を血統・家族という私事に封じ込める根拠として機能した。未判明孤児の帰国が認められた後も、「就籍（戸籍の作成）」と「日本人としての（血統を示す）氏の作成」が直ちに実施され、血統主義の破綻が取り繕われた。なお中国政府は当初から、残留孤児の認定を戸籍・肉親の判明だけでなく、幅広い関係者の証言や文書記録に基づいて柔軟に

行った。もとより残留孤児と中国の養父母は、生物的血統関係ではない。日本政府が私的・生物的血統関係の認定を重視したのに対し、中国政府は残留孤児が社会的・現実的な「日本人」であることを重視したのである。日本敗戦時の混乱状況、および当時の残留孤児の多くが幼少で血統的出自を自ら証明する術をもたなかった現実をふまえれば、日本側の血統主義ナショナリズムが残留孤児の認定・帰国を大幅に遅延させたことは明白であろう。

第2節 戸籍・国籍に関する考察

残留孤児の戸籍・国籍は、極めて複雑に変遷してきた。多種多様な例外を除けば、まず1945年以前、大半の残留孤児は日本の戸籍・国籍をもっていた。戦後、いずれかの時期に、彼らの多くは中国籍に加入した。しかし日本政府は中華人民共和国を承認していなかったため、日本国籍の離脱を認めなかった。つまり残留孤児の多くは、中国政府からみれば中国国民、日本政府からみれば日本国民という状態が続いた。とはいえ、日本政府は残留孤児を自国民として保護・捜索せず、ただ戸籍上、日本国民とみなしていたにすぎない。しかも日本政府は戦時死亡宣告により、多くの残留孤児の戸籍を抹消した。そして日本政府は、日中国交が回復すると一転して、残留孤児をほぼ一律に中国籍者と認定した。しかし一方、国交回復を機に身元・戸籍が判明する孤児が増加したため、日本政府は戦時死亡宣告を取り消し、孤児の戸籍を回復し、日本国籍の復活も五月雨式に認めた。また1981年以降、訪日調査が開始されると、日中両政府が認定した身元未判明の孤児にも、日本の戸籍・国籍の取得を認めた。そしていずれの場合も日中両政府は、残留孤児が日本国籍を取得した時点で中国籍を離脱したものと認定した。

ここでまず明らかなことは、国籍が当事者諸個人の生活や意思と無関係に、国家または国家間システムによって決定されてきたという事実である。国家は相互承認によって初めて成り立ち、しかも諸個人に両属を許さない。諸個人の国籍は最終的には個人の選択ではなく、国家の承認によって決まる。残留孤児が戦後の中国で日本国籍を、帰国後の日本で中国籍を維持する自由は、一部の例外を除き、ほとんどなかったといえよう。それにもかかわらず形式的には、国籍変更は個人の選択・申請に基づくものとされる。戦後の中国での中国籍加入、および帰国後の日本での日本国籍取得は、いずれも個々の残留孤児やその家族による自主的な選択・申請という形式が踏まれた。こうした個人申請と国家承認による国籍変更は、一般の自由移民では、それほど矛盾が顕在化しない。しかし残留孤児の場合、日本から中国、中国から日本への2度の国籍変更において、実質的に個人による選択の余地はほとんどなかったのである。

残留孤児の国籍認定でいま一つ特徴的なことは、日中両政府が残留孤児をたとえ形式的に中国籍と位置づけたとしても、実際には特殊な歴史的事情をもつ「潜在的日本人」とみなしてきたという事実である。国交回復後、日中両政府は中国籍者と規定したはずの残留孤児に、日本への永住帰国、および日本国籍の回復・取得を認めてきた。これはいうまでもなく、残留孤児の特殊な歴史的事情——戦争・植民地政策によって生み出された特殊な「日本人」であること——を、日中両政府が条理として認めていたことを意味する。ただし、「日本人／日本国民」と認定する基準には、日中両政府間で違いがあった。前述の如く、日本政府は戸籍による血統の確認を重視

した。中国政府は、幅広い証言・記録・証拠に基づいて残留孤児を社会的・現実的に認定したのである。

第3節 残留孤児の帰国動機

残留孤児の永住帰国は、時として「血が呼んだ祖国」といった血統主義的ナショナリズムの文脈で語られる。また残留孤児問題は、戦後処理の一環とみなされることも多い。そして残留孤児自身も、自らの存在や帰国をそうした文脈で語ることが多い。それは残留孤児が日本の戦争・植民地政策によって生み出された戦争被害者であり、また血統主義の国籍規定に則って帰国してきたからである。

しかし同時にまた、これまでの分析で明らかのように、血統の確認に固執する日本の政府や社会によって、残留孤児の帰国が逆に制限され、遅延させられてきたことも事実である。また残留孤児の帰国は、単なる戦後処理にとどまらず、ポスト・コロニアルの世界社会構造、および近代社会そのものによっても大きく規定されてきた。そこで残留孤児の永住帰国には、血統主義的ナショナリズム、ポスト・コロニアルの社会、そして近代社会に対する批判的応答という要素も含まれざるをえない。

すなわちまず残留孤児の帰国は、確かに血統に基づくが、しかし直ちにナショナリズムには結びつかない。年長・身元判明孤児にとっての血統・祖国とは、極めて個別具体的な肉親・故郷・ロカールであった。年少・身元未判明孤児にみられる血統主義的ナショナリズムも、単なる戦争時代の残滓・記憶ではなく、ポスト・コロニアルの中国での差別・迫害、長年にわたる日本政府による放置、および戦後の日本政府の血統の確認を重視した帰国制限によって構築されたものであった。日本人としての認定・帰国を求める残留孤児達は、戸籍・血統主義に固執し、公私の分離を活用して国家の責任を回避する戦後の日本政府を、厳しく批判せざるをえなかった。

しかも残留孤児の永住帰国の動機には、①政治的迫害の回避、②経済的貧困からの脱出、③子供の将来のため、④自分や家族の健康・治療等、自らと次世代の「生命=生活(life)」の防衛・発展的再生産を求める人間としての普遍的な要求が大きな位置を占めていた。血統の確認や祖国への望郷の念、日本政府の受け入れ政策も、そうした普遍的な要求を実現する手段と認識されていた場合が少なくない。そしてこうした多彩な動機がいずれも血統主義的ナショナリズムではなく、人間の普遍的な要求に基づくものであるからこそ、養父母を含む中国の家族も、深刻な葛藤・反対を乗り越え、残留孤児の帰国を容認・許可した。残留孤児の配偶者・子供も、未知の国・日本への「帰国」を選んだ。逆に中国での「生命=生活」が十分に安定していれば、配偶者・子供のみならず残留孤児自身もまた、日本への帰国を躊躇したのである。

そして残留孤児の永住帰国の動機は、1980年代末を境に大きく転換した。1980年代末以前は「日本は祖国」、「政治的迫害の回避」、「肉親が日本にいる」、「自分や家族の健康・医療」等が多かったが、それ以降は「経済的貧困からの脱出」、「子供の将来のため」、「日本政府の政策」へとシフトした。ここには、3つの背景が絡み合っている。すなわち①東西冷戦からグローバリゼーションへの世界社会構造の転換、②日本政府の受け入れ政策の変化、そして③残留孤児の高齢化と家族の世代交替である。残留孤児は、こうした3つの背景をふまえ、しかも自らと次世代の「生命=生活」の防衛・発展的

再生産を求める人間として普遍的な要求に基づき、日本への帰国を主体的に選び取ってきたといえよう。

〔注〕

- 1) 呉 (2004)。
- 2) 本調査対象者の生活誌・史については、浅野・佟 (2006-a)、同 (2008)、同 (2009)、佟・浅野 (2009)、浅野 (2006) を参照。
- 3) 判決とその評価については、浅野 (2007)、同 (2008)、同 (2009)。
- 4) 浅野・佟 (2008)、同 (2009)、佟・浅野 (2009-a)。
- 5) 呉 (2004) 131 頁、浅野 (2006) 248 ~ 249 頁。
- 6) 佟・浅野 (2008) 410 頁。
- 7) 帰国動機の変化については、呉 (2004) 114 ~ 120 頁。
- 8) 呉 (2004) 43 ~ 45 頁。なお同書は、中国への定着者の動向も分析しており、これは重要な視点である。私達はすでに中国に定住している残留日本人とその家族約 100 名に対する面接聞き取り調査を終えているが、この分析結果については別稿を期したい。
- 9) 日本政府は 1960 年 10 月 25 日付けの通知で、未帰還者の帰国 (引揚げ) に戸籍謄本の提出を義務づけた。南 (2006) 29 ~ 30 頁は、それ以前の 1958 年の外務省資料に基づき、身元未判明の残留孤児が帰国を希望しても、事実上不可能であったことを示している。
- 10) 浅野・佟 (2008)、佟・浅野 (2009-a)。
- 11) 庵谷 (2006) 82 頁は、「個人責任=個人次元原則」と述べる。
- 12) 1984 年の日中両政府の口上書を参照。関・張 (2008) 下巻 70 頁。
- 13) 関・張 (2008) 下巻 140 ~ 141 頁、井手 (1986) 279 ~ 282 頁。
- 14) 当初は「中国帰国孤児定着促進センター」。平成 6 年 4 月以降、「中国帰国者定着促進センター」と改称。
- 15) 浅野・佟 (2009)。
- 16) 神戸地裁判決より。
- 17) 関・張 (2008) 下巻 176 頁によれば、中国外交部および公安部は 1982 年、肉親の判明・未判明を問わず、訪日調査に参加した残留孤児について、「当人が永住帰国を希望する場合、(中国側) 関連部局の審査を経たのち、日本側の迅速な手続きを要請する」と述べた。また同書は、「しかし、制度が実際に施行されると、日本政府は当初、すでに身元の判明している残留日本人孤児の永住帰国にのみ同意し、身元未判明の残留日本人孤児にかんしては消極的な態度をとった。『戸籍登録(入籍)』や『保証人』といった規定を過度に重視したのである」と指摘する。坂本 (2003) 184 頁。
- 18) 配偶者の反対がなかったある孤児も、「私が日本に帰れたのは、一重に妻のおかげだ。もし妻が『嫌だ』と言ったら帰れなかった。妻にはきょうだいの両親もいる。きょうだい・両親を中国において、私と一緒に日本に来るといのは、大変なことだ」と語る。
- 19) 呉 (2004) 80 頁。
- 20) 菅原 (1982) 246 ~ 248 頁。1982 年、中国政府は、中国の家族とのトラブル発生を主な理由として、訪日調査を一時停止した。関・張 (2008) 下巻 176 頁、庵谷 (2006) 80 頁、呉 (2004) 80 頁。
- 21) 浅野 (2007) 51 ~ 55 頁。
- 22) 養父母に支給する扶養費については、関・張 (2008) 下巻 257 頁、浅野・佟 (2006-b) 170 ~ 171 頁、佟・浅野 (2006)、同 (2008-b)、呉 (2004) 80 頁、厚生省援護局 (1987) 56・83 頁、井手 (1986)

- 296 頁。厚生省援護局（1987）83～84 頁は、「中国に残る家族の生活をどう保証するかは、本来、…個人の問題ですが、日本に帰った孤児が中国に残る家族の面倒をみることは、現実問題としては難しいことから、日中友好と人道主義の見地から日本政府として扶養費の援助を行うことになりました」、「この扶養費の性格は本来孤児が負担すべき養父母などの生活費を国と国民が肩代わりしたというものであります」と述べる。
- 23) 菅原（1982）238～240 頁によれば、身元判明孤児の帰国の際、日本政府は、配偶者の帰国旅費支給を男性の孤児に限定した。また呉（2004）235 頁は、国費による帰国が帰国者全体の約 4 分の 1 であったと述べる。
- 24) 1992 年度以降は身体等に障害を有する残留邦人、1994 年度以降は高齢（65 歳以上。1995 年度以降は 60 歳以上）の残留邦人を扶養するため同行する成年の子 1 世帯について対象とされた。
- 25) 落葉帰根については、大久保（2006）159 頁。
- 26) 「日本に一時帰国するとその間、中国で年金が出なくなるので、日本に行く以上、永住帰国しかなかった」と語るケースもある。
- 27) 呉（2004）114～116 頁。ただし同書・125 頁では 1972 年以降の動機が一括して論じられている。
- 28) 南（2009）123 頁。
- 29) 中国国籍を取得しなかったごく一部の例外は、「外僑（日本人）」として「外国人居留証」を所持して中国で生活してきたケースだが、本稿の事例にはそれはみられない。
- 30) 関・張（2008）下巻 7 頁。
- 31) 南（2009）127 頁。
- 32) 南（2009）126 頁、南（2006）32～33 頁、厚生省援護局（1987）201 頁、坂本（2003）59 頁、呉（2004）57・77 頁。このことは、残留孤児の身元確認や帰国に多大な影響を与えた。戦時死亡宣告者は、厚生省の未帰還者調査の対象から外された。大蔵省は、「死者」とされた孤児の調査への予算支出に疑義を呈した。
- 33) 菅原（1989）163～169 頁によれば、1986 年、国会での法務省答弁で、1) 所の就籍許可証、戦時死亡宣告取得許可証、2) 知事の死亡告知取得許可証、3) 戸籍謄本、上記をもつ人は、外国人登録ではなく、住民登録ができると答弁した。しかし、それを各自自治体に通達しなかったため、戸籍がありながら外国人登録させられる者が続出した。自治体により対応もまちまちで、地方に行くほど、戸籍があっても外国人登録を迫られた。
- 34) 中国残留孤児の国籍取得を支援する会（2000）。
- 35) 本稿に登場する千野誠司・菅原幸助・河合弘之・山村文子等は、残留孤児の帰国を積極的に支援した代表的なボランティアである。
- 36) 関・張（2008）下巻 139 頁。庵谷（2006）83 頁。中国残留孤児の国籍取得を支援する会（2000）、同 3 頁に竹之下和雄厚生省社会・援護局業務第一課長の談話として「この間、国が直接やるべし、との声が再三寄せられたが、既成の堅固な行政システムと『行政の民事不介入』の原則がくずれなかった」とある。菅原（1989）113 頁、坂本（2003）185 頁。
- 37) 生活指導員が来日後に戸籍を再抹消したケースもある。ただしこれは永住帰国後の問題として、別稿で考察する。また菅原（1989）163～164 頁は残留孤児の戸籍について、1) 一度も日本の戸籍簿から削除されていない人、2) 除籍されたが、告知・取り消しにより戸籍を復活した人、3) 就籍申立を行い、新しく戸籍を取得した人、4) 日本国籍確認訴訟を家庭裁判所に起こし、日本国籍所有を確認された人。5) 日中両国政府が中国残留孤児と認めたが、就籍申し立てをせず、日本国籍が認められていない人と整理している。

《文献目録》

- 浅野慎一（2006）「取り残された人間」ヒューマン・コミュニティ創成研究センター編『人間像の発明』ドメス出版
- 浅野慎一（2007）「中国残留孤児に新たな給付金制度を」『法と民主主義』425
- 浅野慎一（2008）「激動の六年余、道は半ば」『同上』431
- 浅野慎一（2009）「中国残留日本人孤児問題は解決したのか？」『飛礫』62
- 浅野慎一（2007）「市民社会・人権・都市」有末賢・北川隆吉編著『都市の生活・文化・意識』文化書房博文社
- 浅野慎一・佟岩（2006-a）「中国残留孤児の労働・生活と国家賠償訴訟」『労働法律旬報』1633
- 浅野慎一・佟岩（2006-b）『異国の父母』岩波書店
- 浅野慎一・佟岩（2008）「中国残留孤児の『戦争被害』」『神戸大学大学院人間発達環境学研究紀要』2-1
- 浅野慎一・佟岩（2009）「血と国」『同上』3-1
- 庵谷磐（2006）「中国帰国者支援施策の展開と問題点」『アジア遊学』No. 85、勉誠出版
- 井手孫六（1986）『終わりなき旅』岩波書店
- 大久保明男（2006）「表象される『中国残留孤児』」『アジア遊学』85 勉誠出版
- 関亜新・張志坤（2008）『中国残留日本人孤児に関する調査と研究』（佟岩・浅野慎一監訳）不二出版
- 呉万虹（2004）『中国残留日本人の研究』日本図書センター
- 厚生省援護局編（1987）『中国残留孤児』ぎょうせい
- 坂本龍彦（2003）『冷たい祖国』岩波書店
- 菅原幸助（1982）『泣くんじゃあない』人間の科学社
- 菅原幸助（1989）『「日本人になれない」中国孤児』洋泉社
- 中国残留孤児の国籍取得を支援する会（2000）『中国残留孤児国籍取得 1000 人達成の記録』
- 佟岩・浅野慎一（2009-a）「ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児」『神戸大学大学院人間発達環境学研究紀要』2-2
- 佟岩・浅野慎一（2006）「残留孤児を育てた養父母たち」『アジア遊学』85 勉誠出版
- 佟岩・浅野慎一（2009-b）「中国残留孤児を育てた養父母たち」蘭信三編著『中国残留日本人という経験』勉誠出版
- 佟岩・浅野慎一（2008）「訳者あとがき」関亜新・張志坤（2008）『中国残留日本人孤児に関する調査と研究』（佟岩・浅野慎一監訳）不二出版
- 南誠（2006）『中国残留日本人』の形成と記憶』『アジア遊学』No. 85、勉誠出版
- 南誠（2009）『中国帰国者』をめぐる包摂と排除』庄司博史編『移民とともに変わる地域と国家』国立民族博物館調査報告 No. 83